

MMRC-J-172

食糧危機下の製粉業
—委託加工制の歴史的意義—

東京大学経済学研究科

池元 有一

2007年8月



東京大学21世紀COE [整備型]
ものづくり経営研究センター

食糧危機下の製粉業 —委託加工制の歴史的意義—

東京大学経済学研究科

池元 有一

2007年8月

はじめに

製粉製造原価の9割を占める原料小麦は、復興期当初は委託加工制度、1952年4月から買取加工制度に基づいて政府統制下にあった。本稿の課題は、このような原料供給のあり方の影響に留意しながら、復興期製粉業における急速な能力拡大、中小製粉業者の簇生と没落、大手製粉会社の復興と生産集中の過程を明らかにすることである。

食糧危機下の製粉業

表 1 復興期製粉業の主要指標

	工場数	全国能力 日産原料ト ン	政府指定工場		生産高 千トン	輸移入 千トン	輸移出 千トン	国内供給高 千トン
			工場数	全国能力 日産原料トン				
1940年	40-42年	10,460			974	7	297	684
1942年	8,630	14,760	8,623	10,386	602	0	52	551
1944年		7,940			559		53	506
1945年	2,490	3,900			438		2	435
1946年	2,444	11,080			548	97		645
1947年	3,490	20,680	1,537	13,304	789	170		959
1948年	3,495	29,970	1,166	9,854	1,016	232		1,249
1949年	3,563	32,540	3,026		1,927	76		2,004
1950年	3,100	33,800	3,095	33,795	1,692	7	12	1,687
1951年	3,095	41,990	3,094	33,935	1,429	16	8	1,437
1952年	2,223	30,090	1,925	30,094	1,453	9	77	1,385
1953年	1,917	27,460	1,302		1,758	24	115	1,668
1954年			1,304	27,970	2,075	28	29	2,074
1955年			1,255	26,697	2,121	33	16	2,138
1960年			612		2,390	76	25	2,440

資料：工場数は、1951年までは日本勸業銀行『産業の動向（第3輯）』1951年9月、123頁。1952・53年は、日清製粉株式会社社史編纂委員会『日清製粉株式会社社史』1955年、316頁（53年の工場数は52年12月）。なお、後者の資料によれば1950年の工場数は3095である。

全国能力は、日清製粉株式会社『日清製粉株式会社七十年史』1970年、付録740-743頁。

政府指定工場の工場数・全国能力は食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』各年版。

国内生産高、輸移入、輸移出、国内供給高は日本製粉社史委員会『日本製粉株式会社七十年史』資料・統計 30～33頁。

注1：委託加工制、その後の買取加工制などを通じて政府と関係がある工場を本稿では政府指定工場と称する。

注2：日産1バーレルとは24時間に小麦粉22kg入4袋を製造する能力である。

表 2 規模別製粉能力の推移（単位：バーレル）

	1935年	40～42年	45/8	46/10	47/10	48/10	49/10	50/10	51/5
大型	51,990	69,064	23,376	36,026	42,221	44,423	51,989	53,629	133,409
中型	0	21,191	7,572	17,670	21,358	53,573	75,542	69,757	
小型	15,000	27,817	17,238	34,650	101,874	141,743	141,743	141,037	133,219

資料：「大型」は前掲『日清製粉株式会社社史』付録31頁、「小型」は前掲『産業の動向（第3輯）』、123頁、「中型」は同前の「大中型」から「大型」を差し引いた数値。

終戦後の食糧危機下、極度に疲弊した国内産業のなかで、製粉業はいち早くその能力を回復し生産量を増加させた。当時の食料・衣料などの消費物資や住宅の供給不足は深刻で、なかでも国民生活が直面した最大の問題は食糧危機であった。そのためにアメリカから輸入された大量の小麦を製粉加工する必要性が製粉業復興の契機であった。復興の概況を製粉能力、生産高、工場数などの推移で見ると表1のごとくである。まず、製粉能力は1942年の11.8万バーレルから企業整備と戦災によって1945年には6割減の4.8万バーレルへと激減したが、終戦後、急テンポで回復し47年には16.5万バーレルと早くも戦前水準を凌駕した。能力の急速な回復に対応して生産量の増大もめざましく、48年には100万トンに達した。

このような急速な回復過程において特徴的な点は、工場数の急増と急減が生じたことであっ

た。日本勧業銀行の工場数によれば、戦時 8,630 を数えた工場は、企業整備や戦災などで減少したが、終戦後は 1946 年 2,444 工場から 47 年 3,490 工場へ急増した。また、日清製粉社史によると、1950 年 3,095 工場から、一転 52 年には 1,917 工場へ減少している⁽¹⁾。復興初期における生産能力の拡大は、それ故工場数の増加によるところが大きかった。しかもこれらの増加は専ら中小製粉の大量参入・退出が原因であった。大型工場の能力構成比が 1946 年 40.8%から 50 年 20.3%へ大きく落ち込んでいることがこの点を雄弁に物語っている。この製粉業における産業組織の短期間の大きな変動は、大製粉企業の動向とともに中小製粉の大量参入・退出に注目しなければならないことを示唆している(表 2)。本稿は、戦後復興期の製粉業を対象として、以下、食糧危機と委託加工制(1～3 節)、食糧事情の好転と買取加工制(4・5 節)の二つの時期に分け、第 1 節食糧危機、第 2 節大手製粉業者の設備能力の復興、第 3 節中小製粉の簇生、第 4 節大手製粉業の資金調達、第 5 節中小製粉の没落、の順に論じる。

1. 終戦後の食糧危機と食糧政策(需要と政策)

1-1 食糧危機と小麦輸入

敗戦直後から 1948 年春頃まで国民生活は極端な食糧難にさらされた⁽²⁾。肥料、資材、労働力の不足により農業生産力が減退しており主食である米が絶対的に不足していた。肥料の使用量は 37 年を 100 とすると 45 年には 12 まで落ち込み、農機具用の鉄の割当量も 44 年には戦前の 2 割程度であった。そのため、37 年と 45 年を比較して米の作付け面積は約 9 割、反当りの収穫量は 3 分の 2 以下まで低下していた⁽³⁾。そのうえ、食糧供給基地として米の消費量の 2 割をまかなっていた朝鮮半島や台湾、満州などの植民地の喪失と「復員」⁽⁴⁾による人口増が追い打ちをかけた。さらに 45 年は水稻の作況指数 67 という未曾有の凶作であり、農家の供出意欲低下と食糧管理政策に関する官庁間の対立もあり⁽⁵⁾、食糧事情はますます逼迫の度を加えた。

(1) 食糧庁の調査によると政府から原料配当を受けていた工場数は 1950 年の 3,095 工場から 55 年までに 1,255 工場まで減少している。50 年代は大部分の原料小麦を政府が管理していたため、同年代の減少傾向は産業全体の動きとみてよからう。

(2) 日本製粉社史委員会『日本製粉株式会社七十年史』1968 年、474 頁。日清製粉株式会社社史編纂委員会『日清製粉株式会社史』1955 年、286 頁。岸康彦『食と農の戦後史』日本経済新聞社、1996 年。農林省編『農林年鑑』1948 年度版。

(3) 農林水産省『作物統計』による。

(4) 戦後 2 年間で自然増も加えて約 600 万の人口増が復興期経済に与えた影響については、武田晴人「戦後復興期の需要構造と産業構造」武田晴人編『戦後復興期の産業発展と企業経営』有斐閣、1997 年、5-6 頁。

(5) 加瀬和俊「戦後主食統制とその制約事情—事前割当制の採用・変質を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002 年。

食糧危機下の製粉業

36年に36であった都市勤労者世帯のエンゲル係数は46年には66に達し⁽⁶⁾、遅配・欠配が続き同年5月にはいわゆる食糧メーデーが発生するなど深刻な事態となった。

国民が直面した食糧難の実態についてみると、1946年の1日1人当たりの供給熱量は1,449kcalで34～38年平均2,020kcalの約7割であった⁽⁷⁾。34～38年平均と比較して供給熱量の6割を占めていた主食の米をはじめ大半の品目で供給熱量が低下していた。そのなかにあつて、小麦、いも類、魚介類が不足した熱量を補っていた⁽⁸⁾。小麦は34～38年平均の77kcal（供給熱量の4%）から46年141kcal、50年254kcal（同13%）と増加した。小麦が増加した理由はアメリカからの食糧援助であり、復興期の製粉業の重要性がここに示されているといえよう。

食糧問題を解決するため政府は農家からの供出の促進と食糧輸入を講じた。当時、アジアの米作国には輸出余力がなく、日本にも輸入資金が無かったため、食糧輸入はアメリカのガリオア資金（GARIOA、占領地救済資金）による小麦や小麦粉が過半を占めた⁽⁹⁾。表3によると1946～49年までに小麦と小麦粉は重量で輸入食糧の7割を占めていた。このような食糧危機への対応は米の輸入が始まる1950年前後まで続いた。

表3 食糧輸入実績 (単位：千トン)

米穀年度	小麦	(%)	小麦粉	米	その他とも合計
1946年	255	35.8%	91	16	713
1947年	835	43.7%	165	3	1,909
1948年	637	32.9%	251	42	1,936
1949年	1,792	65.5%	70	88	2,734
1950年	1,646	61.5%	10	683	2,678
1951年	1,628	50.4%	0	722	3,227
合計	6,793	51.5%	587	1,554	13,197

資料：食糧庁編『食糧管理統計年報』1949年版、203～205頁、1950年版、180～181頁、1951年版、180～181頁。

注：米穀年度とは前年11月から当年の10月までの期間を指す。

終戦直後の輸入食糧は在庫として保管する余裕もなく直ちに、しかも一度に集中して放出さ

(6) 内閣統計局（総務省統計局）『家計調査』。復興期前半の個人消費支出の中心は飲食費だったことは、前掲「戦後復興期の需要構造と産業構造」6、8頁。

(7) 人間が1日に必要とするエネルギー量は成人男性で2,250kcal、成人女性で1,700kcal程度で、3～5歳男子でも1,400kcalとされる（厚生労働省策定・第一出版編集部編『日本人の食事摂取基準』2005年）。

(8) そのため、終戦直後、国民は主食である米の不足をこの小麦といもで補うことになる。一人当たりの供給食料は米が1939年に138.7kg、46年に92.7kg、50年に110.1kgと変化するなか、小麦は同9.5kg・14.6kg・26.6kg、いも類は23.7kg・60.6kg・49.6kgと米を補った（農林水産省「食料需給表」）。また、漁業再開にも政府は期待し、45年12月には漁船を3.5万隻、34万トンを計画、捕鯨船も46年11月、南氷洋に向けて出航した（前掲『食と農の戦後史』41～46頁）。

(9) アメリカの資金援助による食料輸入は1951年6月末までで、小麦の輸入先に占めるアメリカの割合は、1946～55年まで100%、100%、99%、98%、55%、73%、72%、55%、50%、51%であった。

れることが多かった。そのため、小麦の輸入があるたびにあらゆる製粉工場を動員して24時間操業の緊急加工が行われた。食糧の欠乏はそれほど切迫していた。製粉業復興の契機はこのような事態に対応して輸入小麦を一刻も早く製粉加工し国民に配給する必要性からであった⁽¹⁰⁾。

1-2 食糧政策（委託加工制の継続）

深刻な食糧不足を統制によって解消するため、小麦粉に関しては、しばらく戦時中の制度であった「委託加工制度」が踏襲された。この委託加工制度は製粉業復興のあり方に大きな影響を与えた⁽¹¹⁾。戦時中は食糧管理制度により中央・地方に食糧営団が設立され、主要食糧の配給と貯蔵などが行われていた。当初は政府が小麦を営団に売渡し、その小麦を営団から製粉業者が買取って小麦粉に加工するという買取加工制度であったが、食糧事情の逼迫により、終戦直前の1945年7月から、政府は小麦を政府所有のまま、その加工を営団に委託し、営団がこれを製粉業者に再委託する委託加工制度が採用された。52年まで、組織的な変更は加えられたが基本的には戦時末期以来の委託加工制度が維持された。この制度により製造原価の9割を占める原料小麦（以下、原麦と略称する場合がある）を政府が管理し、価格・数量の両面で統制下においた。そのため、企業にとって原料費の抑制・引き下げが競争上重要な条件だった戦前と比較して、復興期の製粉業は全く異なる競争条件下に置かれた。

小麦の委託加工業務は、1945年12月から自主的統制組織である製粉協会（大型15社）、全国中型製粉協会、全国小型製粉協会が、政府から受託した食糧営団により再委託されていた（46年6月に製粉協会が中型製粉協会を合併）。46年11月の中央食糧営団解散後、配給業務は従来どおり地方の食糧営団、委託加工業務は業界の自治団体である製粉協会（51バーレル以上の大中型業者）、全国製粉組合連合会（50バーレル以下の小型業者）、中央粉食協会（高速度製粉業者）が継承した。その後、47年4月、製粉協会が製粉工業協同組合に改組され、同組合を通じて委託加工業務が行われた。しかし、48年に協同組合と地方食糧営団は閉鎖機関に指定され解散したため、48年2月から政府が製粉業者に直接加工を委託する新しい委託加工制度に移行し、新設された食糧配給公団（1948年2月～51年3月）により配給業務が行われた。これにともない、業界団体は統制業務を離れ、製粉業の発展に資する親睦団体として、大中型製粉業者は製粉倶楽部、小型業者は製粉懇話会、高速度製粉業者は高速度製粉工業会を設立した。

1948年2月からの委託加工制度の概要は以下の通りである。都道府県を通じて割当された原料小麦は、所管食糧事務所に供出される。それを食糧管理局（49年6月からは食糧庁）は

(10) 小麦配給や学校給食を通じた粉食の普及などの市場の拡大も製粉業における急速な復興の条件であった（前掲『日本製粉株式会社七十年史』489～492頁）。当時の小麦粉の用途は、1935年（2,863万袋）：製麺用43%、製パン用12%、製菓用28%、45年（1,989万袋）：製麺用25%、製パン用45%、製菓用10%、54年（9,287万袋）：製麺用47%、製パン用35%、製菓用10%であった（日東製粉社史編纂委員会『日東製粉株式会社六十五年史』1980年、167頁）。

(11) 以下委託加工制度の特徴は、前掲『日本製粉株式会社七十年史』480～484頁、前掲『日清製粉株式会社社史』295～297頁、前掲『日東製粉株式会社六十五年史』156～159頁による。

食糧危機下の製粉業

食糧事務所に配分し、ここで製粉工場への割当が決められる。製粉工場はその原料小麦を製粉し、加工賃の支払いをうけて小麦粉を政府に納入する。それは食糧配給公団に売り渡され（一部は乾パン業者などに加工委託した上で公団に売却され）、公団はその小麦粉を消費者に配給した（一部は公団自らまたは、委託加工・買取加工を行い配給した）。

表 4 製粉加工賃の推移 (22kg 袋当たり) (単位: 円)

改訂年月	工場	国内産麦		外国産麦		割増加工賃
		1等粉	2等粉	1等粉	2等粉	
1948年7月		25.60	23.30	27.65	25.15	0.35
1949年4月	中央	25.30	23.10	28.45	25.95	1949年1月より0.90円
	一般	25.30	23.10	28.45	25.95	1949年1月より0.90円
7月	中央	25.40	21.40	27.40	23.40	0.70
	一般	31.60	26.90	33.60	28.85	0.70
11月	中央	18.80	15.30	26.80	23.40	以降廃止
	一般	25.50	21.30	33.00	29.10	
1950年1月	中央	4.00	0.00	17.60	12.80	
	一般	13.30	7.00	25.50	19.65	
5月	中央	-6.50	-11.75	1.15	-3.95	
	一般	2.50	-3.85	9.95	3.70	
7月	中央	-3.40	-8.60	3.45	-1.60	
	一般	5.50	-0.40	12.55	6.35	
11月	中央	-11.60	-16.90	-0.60	-5.70	
	一般	-2.40	-9.60	8.10	2.20	
1951年7月	中央	-15.75	-21.05	-3.85	-8.95	
	一般	-4.40	-10.60	7.15	1.25	
11月	中央	-37.35	-42.65	-18.70	-23.80	
	一般	-23.35	-29.55	-4.25	-10.15	
1952年4月		-47.90	-52.90	-29.40	-31.60	
	7月	等級別廃止	-49.80	-27.65		

資料：日本製粉社史委員会『日本製粉株式会社七十年史』486頁、日清製粉株式会社社史編纂委員会『日清製粉株式会社社史』318頁。

注：中央とは中央割当工場、一般はその他一般工場。

原注：加工賃のマイナス（-）印は、加工賃に副産物フスマの価格を織りこんで、それを差引かれるため、フスマ歩留の増加、フスマ価格の高騰などにもない生じた価格差で、製粉業者が政府にフスマ売上収入から納入するもの。

製粉業者にとって、委託加工制は割り当てられる原料も加工した製品も政府所有のため、第1に製粉業者にとって、かつてコストの9割を占めていた原料小麦買取資金を調達する必要がなく、第2に製品の販売を考慮することなく生産できるというメリットを持っていた。委託加工制下の製粉業者の収入は、受託加工賃と加工量（原料割当量）によって決まり、受託加工賃は操業率・経費・フスマなどの副産物収入などを食糧庁と協議し決定された。1948年7月から効率的な割当を行うため中央割当工場（大工場）とその他一般工場（中小工場）の二本立ての割当方式を採ったが、1949年7月からは操業率、加工経費の優劣を斟酌して加工賃も二本立てとして、加工賃の面で一般工場を優遇した⁽¹²⁾（前掲表4）。

(12) 前掲『日東製粉六十五年史』165-166頁。前掲『日本製粉株式会社七十年史』485-486頁。日本製粉『社債目論

次に政府による原料小麦割当方式であるが、食糧事情が緩和するにつれて、能力主義から次第に実績主義に変化した。1949年までは、食糧逼迫に対処するため製粉工場の立地条件や有効需要よりも設備能力のみに基準をおく割当方式だった。49年以降は、立地条件、工場の質的内容、実績能力（実績から加工能力を算出）などから割当基準能力の査定を行い、政府が各工場に原料小麦を割り当てた（「穀類委託加工実施要領」）。以上ことから、製粉業者は、稼働する製粉工場がありさえすれば即座に政府所管小麦の割当を受けて、運転資金、製品市場を考慮することなく操業できたのである。そのため、後述（第3節）するように、終戦後、特に1949年以降その有利な制度を利用する中小製粉業者が急増する。以上のように食糧危機（と小麦輸入）という需要面と委託加工制という制度面で製粉業復興の条件が整えられた。

2. 委託加工制下の製粉業と大手製粉業者の再建

2-1 委託加工制下の製粉業の特徴

委託加工制は、製粉業者に確実な利益を保証した。それは中小製粉の簇生と存続を促す一方で、戦時中に深刻な打撃を受けた大手製粉会社に設備面での復興を促した。日清製粉の収益動向を示した表5によれば、利益金は売上高とともに増加し、1947年度729万円から、企業再建整備計画が認可された49年下期には1.2億円、委託加工制が終了する51年下期には2.4億円を記録している。

表5 日清製粉の収益

(単位：百万円)

	売上高	売上原価	売上総利益	一般管理 販売費	営業利益	営業外収 益・費用	当期利 益金	粗利 益率	売上高営 業利益率	売上高当 期利益率
1946年下	58.1	42.2	15.9	5.1	10.8	△1.9	8.9	27.3	18.6	15.3
1947年度	287.6	232.1	55.5	42.3	13.2	△5.9	7.3	19.3	4.6	2.5
1948年度	666.6	497.3	169.3	143.5	25.7	△7.3	18.5	25.4	3.9	2.8
1949年上	659.4	473.1	186.3	61.6	124.7	△1.2	123.5	28.3	18.9	18.7
1949年下	817.5	655.7	161.9	54.7	107.2	9.0	116.2	19.8	13.1	14.2
1950年上	957.0	788.1	168.9	78.0	90.9	0.1	90.9	17.6	9.5	9.5
1950年下	1049.9	682.7	367.3	117.1	250.1	△4.0	246.2	35.0	23.8	23.4
1951年上	1418.9	962.2	456.7	208.0	248.7	△18.6	230.0	32.2	17.5	16.2
1951年下	1280.8	892.7	388.1	128.3	259.8	△23.2	236.6	30.3	20.3	18.5
1952年上	9074.7	8368.3	706.4	217.4	489.0	△244.2	244.8	7.8	5.4	2.7
1952年下	10486.2	9871.4	614.9	298.0	316.9	△156.4	160.5	5.9	3.0	1.5
1953年上	12490.3	11821.9	668.4	342.4	326.0	△165.4	160.6	5.4	2.6	1.3
1953年下	14957.8	13943.5	1014.2	538.6	475.6	△265.3	210.3	6.8	3.2	1.4
1954年上	16277.7	15258.1	1019.6	509.1	510.5	△244.7	265.8	6.3	3.1	1.6
1954年下	16068.0	15043.0	1025.1	557.0	468.1	△200.1	268.0	6.4	2.9	1.7

見書』1952年11月、19頁、日清製粉『社債目論見書』1951年5月、19頁。

食糧危機下の製粉業

1955 年上	16675.6	15675.1	1000.5	554.6	445.9	△182.7	263.2	6.0	2.7	1.6
1955 年下	15379.8	14552.1	827.7	488.5	339.2	△153.4	185.8	5.4	2.2	1.2

資料：日清製粉『有価証券報告書』各期より作成。

この間、1947、48 年度は売上高の順調な増加にもかかわらず、売上高利益率が低迷していた。これには、一般管理費及び販売費と営業外費用が前後の時期に比べてかなり大きかったことが影響していると考えられるが、それでも、この時期の委託加工では売上に計上されるのは委託加工費であって、原料費が含まれていないことを考慮すると必ずしも順調であったとは言いがたかった。もちろん、他の産業分野では物価の高騰と製品価格の統制、労賃の上昇や低操業率によって収益率がマイナスになることが珍しくなかったことと比較すれば、日清製粉の収益力に著しい問題があったというわけではなく、49 年から 51 年まで高い収益力を示したことに同社の業界での地位が示されている。この 49 年以降の収益の大幅な改善は、統制価格の改訂に加えて、副産物であるフスマの売上が計上され、前掲表 4 に示したように委託加工賃がマイナス、つまり製粉会社の支払に転じていたことを考えると、なおのこと目を引くものというべきだろう。

この点を製粉業の売上構成からみると、表 6 のように、第 1 の収入源は政府からの委託加工賃等収入であり、1948 年度までは 8 割前後を占めていた。その後、加工賃収入は 49 年には 5 割、50～51 年には 2 割前後まで低下する。49 年からは荷役等収入⁽¹³⁾、50 年からは小麦粉の輸出が売上として加わり、また、副産物であるフスマの売上は 51 年度には 7 割に達している。

(13) 1949 年からは荷役等収入の項目が現れるが、製粉会社の荷役業務とは政府所有の輸入小麦を荷揚げし倉庫で保管することにより政府から収入を得るものである。日本は輸入小麦の比率が高く、また、輸入小麦の荷役とサイロによる貯蔵は製粉業にとっては必要不可欠である。大港湾地区で倉庫荷役設備を持つ大製粉企業にとってはこの収入は無視し得ない。委託加工制下の 1949 年度では荷役等収入は日清製粉 4.3 億円（収入の 30%）であったが、山工場に 6 割の能力が集中していた日東製粉は売上に占める比率も 17%と低く 2 千万円であった（前掲『日本製粉株式会社七十年史』623～624 頁、「北海道製粉概況」北海道拓殖銀行『調査月報』62、21 頁、「製粉工業」三菱銀行『調査』34、24 頁）。

池元 有一

表 6 日清製粉の売上構成 (単位：千円、%)

	加工賃収入	%	輸出粉	%	製品	%	副製品	%	荷役収入	%	収入合計
1946 年下	44,949	77	0	0	6,323	11	6,788	12		0	58,060
1947 年度	226,960	79	0	0	18,180	6	42,445	15		0	287,585
1948 年度	539,799	81	0	0	27,749	4	99,055	15		0	666,603
1949 年上	320,384	49	0	0	109,090			17	229,948	35	659,422
1949 年下	448,560	55	0	0	159,064			19	209,916	26	817,540
1950 年上	211,574	22	160,074	17	448,706			47	136,634	14	956,988
1950 年下	199,261	19	685,654			65			165,022	16	1,049,937
1951 年上	292,521			21			947,431	67	178,935	13	1,418,887
1951 年下	184,367			14			980,762	77	115,713	9	1,280,842

資料：日清製粉『有価証券報告書』各期より作成。

表 7 昭和初期の小麦の加工費 (1 俵当たり)

	銭	%		銭	%
袋代	7.0	2.3	利息	4.0	1.3
労賃	4.6	1.5	償却費	2.0	0.6
動力代	3.5	1.1	加工費総計	35.5	11.5
工場事務費	3.2	1.0	包装費	9.0	2.9
販売費	3.7	1.2	原料小麦代	300.0	96.9
本社事務費	4.0	1.3	(30kg)		
消耗品、修繕費	2.0	0.6	総費用	344.5	111.3
その他	1.5	0.5	フスマ売上高	-35.0	-11.3
小計	29.5	9.5	差引原価	309.5	100.0

資料：宍戸壽雄「製粉工業の実態-統制経済下の企業経営-」『農業総合研究』7(3)、1953年、100頁。

原注：この場合の歩留り73%、操業度80%。川西正鑑『工業立地の研究』471頁より。

戦時期、委託加工制に移行すると製粉各社の費用構造は大きく変化した。表7から戦前の原価構成の特徴は、原料小麦代の占める割合が非常に大きいことである。原料小麦価格は、内外小麦相場、一般物価、需給関係、米価、フスマ相場などにより決まるが、表から原価(副産物フスマの収入を差し引いた原価)の96.9%(対総費用では87.1%)を占めることが分かる。一方、労賃を含む加工費の割合が10%程度と甚だ少なく、フスマの売却益によっては逆鞘を生じる場合(製造原価<原料小麦代)も珍しくなかった⁽¹⁴⁾。そのため原料買い付けの功劣が製粉各社の事業成績を左右した。

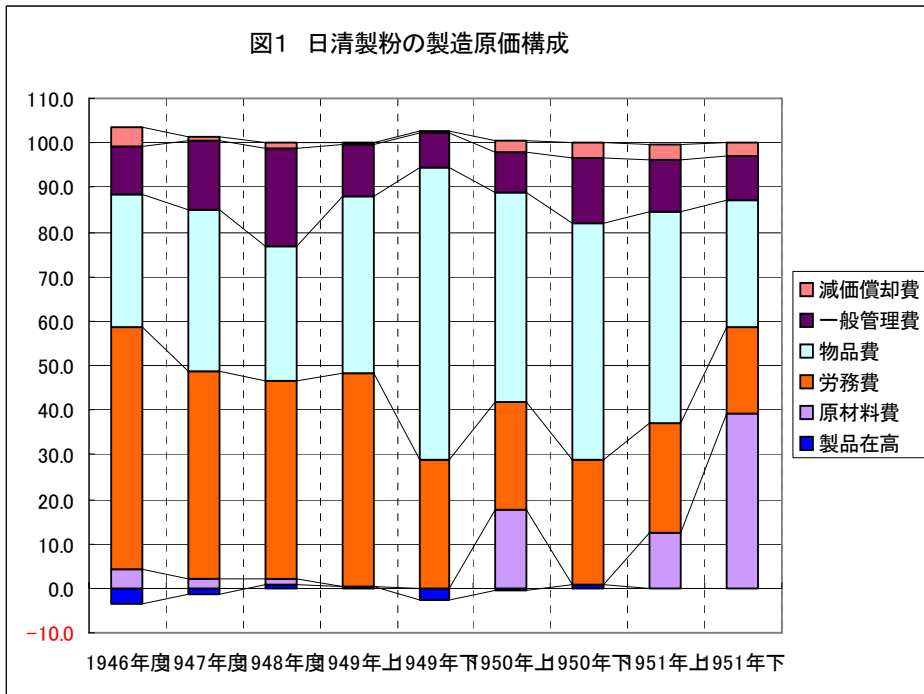
(14) 加藤一『採算を中心とする重要商品の実際知識』巖松堂書店、1938年、328~336頁。宍戸壽雄「製粉工業の実態-統制経済下の企業経営-」『農業総合研究』7(3)、1953年、100~101頁。1937年前後の試算で、小麦50斤代(4.5円)+加工費及び包装費その他(0.36円)=原価合計4.86円、フスマ代(0.5円)の時、差引原価4.36円<原料小麦代4.5円で逆鞘を生じる。

食糧危機下の製粉業

表8 日清製粉の製造原価1 (単位：円/トン)

	1946 年下	1947 年度	1948 年度	1949 年上	1949 年下	1950 年上	1950 年下	1951 年上	1951 年下
原材料費		16.2	27.6	4.8	2.4	904.7	0.0	624.9	2,926.8
労務費		358.9	1,030.9	913.6	1,049.6	1,230.0	1,165.7	1,202.1	1,446.4
物品費		280.7	686.2	756.8	2,389.0	2,386.5	2,192.9	2,354.3	2,108.3
一般管理費		119.1	515.6	220.0	280.7	458.4	606.0	581.7	749.6
減価償却費		7.9	24.3	10.8	26.7	139.1	147.2	161.8	218.0
製品在高		-10.6	17.6	4.0	-104.1	-30.5	26.7		
総原価		772.2	2,302.1	1,910.0	3,644.4	5,088.1	4,138.5	4,942.7	7,448.4
製造原価総額(千円)	47,258	274,424	640,872	534,716	710,375	866,125	799,796	990,259	1,198,889
使用原料(トン)		355,392	278,387	279,959	194,924	170,226	193,258	200,347	160,959

資料：同社『増資目論見書』1949年8月、28頁。同社『社債目論見書』1951年5月、20、40～42頁。



資料：表8より作成

しかし、委託加工制に移行後、原料小麦は政府所有のまま企業に製粉加工が委託されるので原料費は皆無となった。原価の水準と構成の変化を表8、図1から確認すると、委託加工制下、物価の上昇を受けて総原価の上昇は免れなかったが、1950年4月からの輸出の再開に伴い、原料小麦を政府から買い取ったために原料費が計上されたこと⁽¹⁵⁾、また、包装用袋類が従来の貸与制から買取制に移行したため49年10月から物品費が原価を押し上げたことが指摘できる。包装資材価格は22kg入り紙袋が50年4月の18円60銭から1年後の50年4月には30円に急

(15) もちろん、この原料費の計上による原価上昇は、これに見合う製品の売上が見込まれるから、直ちに製造コストの上昇というわけではなく、見かけ上の問題という側面があることに注意しておく必要がある。

騰し、さらに同年6月には31円の高値となった⁽¹⁶⁾。このような統制のあり方の変化に伴う原価の変動以上に重要なことは、47年度には総原価の6割近くを労賃が占めていたことであった(図1)⁽¹⁷⁾。前掲表7の戦前期と比較すると、加工費のなかの賃金比率は2割を大きく切る水準であったし、49年前半期まで包装費用が計上されていないことを考慮してこれを除いた比率を計算しても、2割程度にすぎなかった(包装費を除く直接加工費=29.5-7.0と労賃の比率)。こうした高い労賃コストは、製粉大企業の収益にとって重大な圧迫要因であったが、その後、原価構成は包装材料が買取となり、さらに原料の買取加工制への移行に伴って、原料費が9割を占める戦前型に戻った(この点は、後掲表21も参照)。

委託加工制下での大手製粉会社の高い労賃コストはどのような背景のもとに生じたのであろうか。敗戦後の労働運動の高揚を背景とした賃金水準の上昇が第一に指摘されるべきであろうが、これに加えて、低操業率と過剰人員がこのような状況を作り出す要因となった。

このうち、日清製粉の操業状況を示した表9によれば、製粉能力が1949年下期にかけて2割程度増加するなかで、人員は47年下期末の1,740人から1,400人台に減少し、委託加工制下の51年までにさらに1,322人まで減少した。人員の整理が進められたことになる。このような人員の整理は、前述の労賃コストの比重が次第に低下していったことと対応しているから、終戦当初には過剰人員による人件費の圧迫が存在したと考えて良いであろう。しかし、人員整理にもかかわらず、一人当たり原料トン数で表される労働生産性は必ずしも順調に回復したわけではなかった。表から明らかなように、47年度に102トン記録した後、49年上期には189トンと顕著な回復を示した。これが同年からの収益率の大幅な改善に結びついたと考えられるが、その後、生産性は再び120トン前後まで落ち込んでいるからである。

その原因の1つは、原料割当の減少であった。すなわち、1947年度に35.5万トンであった原料処理量は、49年度には47.4万トンまで増加したものの、50年度36.3万トン、51年度36.1万トンに止まったからである。この割当の減少は操業率低下をもたらすことで、生産性の回復を妨げる要因となった。後述するが、操業度を上げるため大手製粉業者は委託加工制下で輸出を試み、また、買取加工制下、国内産麦(以下、内麦と略称する場合がある)の一部が自由に買入可能になった時は、積極的に原料資金を手当てし内麦を購入し操業度の向上に努めた。しかし、51年までは原料制約から日清製粉では操業率を上げることができなかった。原料小麦の量が操業率を通して生産性に直接影響を与える理由は、製粉業の加工過程が他産業と比較して単純であること、また、食糧危機での委託加工制下では需要を考慮する必要はなく、委託された原料を保管せずにすぐに製粉、出荷したためと考えられる。

(16) 包装材料の価格動向については、日東製粉『有価証券報告書』各期、同『新株発行目論見書』、日本製粉『有価証券報告書』各期、同『社債目論見書』を参照。

(17) 1946年には、使用原料高が不明なために、単位原価を示すことができないが、総原価に占める労賃の比率は、54.2%に達していた。

食糧危機下の製粉業

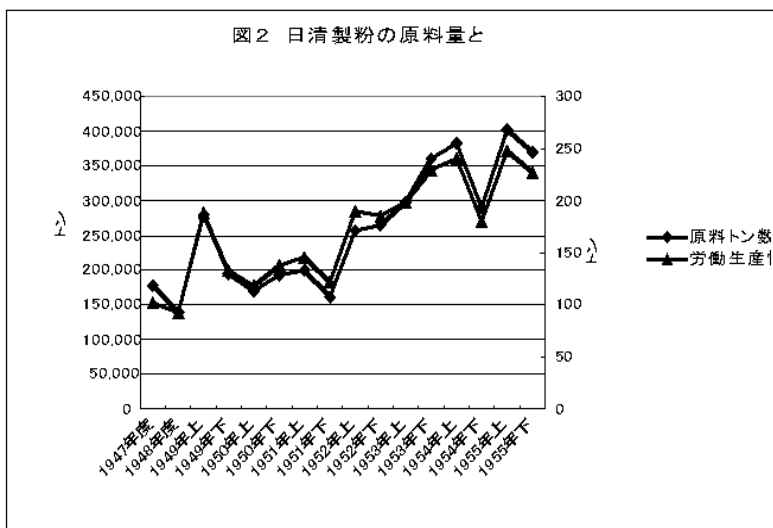
表9 日清製粉の生産指標

	原料トン数 A	工場数	製粉能力	従業員数 C	労働生産性 A/C	操業率
1945年		11	8,327			
1946年		17	15,227			58
1947年度	177,696	15	16,351	1,740	102	75
1948年度	139,194	15	17,484	1,507	92	53
1949年上	279,959	15	19,377	1,484	189	96
1949年下	194,924	14	20,569	1,462	133	61
1950年上	170,226	14	20,777	1,443	118	49
1950年下	193,258	14	20,777	1,397	138	55
1951年上	200,347	14	21,620	1,370	146	53
1951年下	160,959	14	24,000	1,322	122	42
1952年上	257,551	14	24,400	1,354	190	62
1952年下	265,313	15	25,280	1,428	186	59
1953年上	298,197	15	25,800	1,458	205	70
1953年下	360,872	15	25,800	1,570	230	87
1954年上	382,456	15	26,150	1,622	236	87
1954年下	290,505	15	26,200	1,611	180	85
1955年上	402,225	15	27,150	1,633	246	90
1955年下	370,289	15	27,500	1,631	227	81

注：1947年度、1948年度の原料トン数は半期の平均値。従業員数は1953年上期まで本社を除く員数で1947～48年度は下期数値。

資料：同社『有価証券報告書』各期、同社『社債目論見書』1951年5月、14～16頁、同1952年11月、12～14頁、同社『増資目論見書』1949年8月、10～11、13頁。

表9の操業率によると、49年上期に操業率が96%と異常とも言える高水準を記録した後、51年下期にかけて50%台に停滞を余儀なくされた。それまでの設備能力のみに基準をおく割当方法に代わって、49年から製粉工場の立地条件や実績を考慮する方法へと変更されたが、それは必ずしも大手製粉会社に有利とはいえなかったようであった。その結果、図2に示されるように、原料配当量の変化に規定されたように労働生産性は1951年まで伸び悩み、これが改善されるのは買取制への移行以後のことであった。



資料：表9より作成。

以上のように、原料制約は、日清製粉のような大手製粉会社の操業を困難にしたが、制約はそればかりではなかった。原料配当量は設備能力や生産実績によって決まるため、政府から配当を受ける中小製粉工場の1949年における急増は（前掲表1食糧庁調査）、大手製粉の能力シェアの低下は加速されたからである。それは、この間に、大手製粉会社では設備投資が立ち後れたからである。

表10 日清製粉の資産・負債の推移（単位：百万円）

	資本金	総資産		使用総資本					対使用総資本	
		流動資産	固定資産	他人資本			自己資本	合計	流動負債比率	短期負債比率
				流動負債	うち短期借入金	固定負債				
1947 年下	26	90	39	84	71	6	53	143	58.6	85.2
1948 年下	80	326	59	268	59	6	126	399	67.0	22.1
1949 年下	250	444	90	136	100	0	399	534	25.4	73.8
1950 年下	250	989	826	489	377	100	1,278	1,868	26.2	77.1
1951 年下	250	1,439	1,084	913	215	300	1,309	2,523	31.7	26.9
1952 年下	260	4,994	1,290	4,123	3,520	615	1,553	6,292	65.5	85.4
1953 年下	800	6,000	1,983	5,048	3,350	814	2,121	7,983	58.8	68.1
1954 年下	800	5,182	2,118	3,395	1,755	1,233	2,673	7,300	46.4	51.8
1955 年下	1,000	5,270	2,283	3,456	1,390	1,277	2,830	7,562	45.7	40.2

資料：同社『増資目論見書』1949年8月、22頁、同社『有価証券報告書』各期。

表10によって日清製粉の資金運用・調達動向を見ておくと、使用資本はインフレを背景として、1947年下期の1.4億円から買取制移行直前の51年下期25.2億円まで23.8億円増加した。これを資金運用面で見ると流動資産13.5億円、固定資産10.5億円の増加である。流動資産の増加は生産量の増加に伴うものと考えられるが、49年下期からの統制緩和過程（袋類の買取制など）の影響が大きく、さらに52年以降は原料調達の必要から財務構造は大きく変化する（第4節参照）。他方で有形固定資産の動向から設備投資のあり方を伺うと、47年下期から50年下期まで7.9億円、50年下期から55年下期まで11.2億円となる。しかし、51年と53年には資産再評価による固定資産増加が含まれているため、これ差し引くと、それぞれ、年平均2.6億円増、0.1億円減となる⁽¹⁸⁾。この数値から工場再建の投資が活発であったということはいえないだろう。

工場の稼働率・労働生産性が原料小麦の量に制約されていたため、製粉各社は原料割当を極大化する行動を指向し、そのためには設備拡張が必要であったが、そうした視点から見ると、

(18) 日清製粉『増資目論見書』1949年8月、22頁、同『有価証券報告書』各期、同『日清製粉株式会社社史』359～360頁から、有形固定資産、1947年下期約0.4億円、1950年下期約8.3億円、1955年下期約19.5億円、1960年下期約49.1億円、資産再評価の固定資産増加分、1950年4月6億1786.9万円。1953年5億3,930万円。

食糧危機下の製粉業

大手製粉会社の企業行動は遅れ気味であった。その背景を次項で検討することにしてしよう。

2-2 製粉大手の戦災と復旧

戦災と企業整備により製粉業は深刻な打撃を受けた。製粉大手3社の被害もまた甚大で、表11に示すごとく、3社合計で製粉能力の32.7%を企業整備で失い、41.6%を戦災で焼失し、海外工場(7.2%)は接收された。そのため、終戦時、製粉能力は企業整備前の23.1%まで落ち込んでいた。原料配当量が製粉能力により決定された委託加工制下では、能力の回復は一刻を争う問題だった。製粉3社は社内に残存する資源を有効利用し制限会社の指定などの困難を乗り越え復興に全力を注いだ。しかし、上位3社への生産集中度は37年度71.7%から1950年度38.8%へと無惨なほど落ち込んだ⁽¹⁹⁾。中小製粉企業の参入がその要因であったが、同時に、この大製粉企業の能力回復の遅れが中小企業の参入の余地を広げた面があったというべきなのである。

表 11 大手製粉の原因別戦災被害 (単位：パーレル)

	整備前 製粉能力	企業整備 (転用・廃止)	戦災	海外工場 (接收)	終戦時 製粉能力
日清製粉	25,465	9,982	12,747	370	4,958 (*)
日本製粉	25,366	7,567	6,683	3,650	7,466
日東製粉	4,969	722	3,758	0	489
合計	55,800	18,271	23,188 (*)	4,020	12,913 (*)
(%)	105 (*)	32.7	41.6	7.2	23.1

資料：日清製粉『増資目論見書』1949年8月、11～12頁、同『日清製粉株式会社史』339頁、付録31頁。日本製粉『日本製粉株式会社七十年史』504頁、同『社債目論見書』1951年7月、14頁。日東製粉社史編纂委員会『日東製粉株式会社六十五年史』336-337頁。

注(*)：日清製粉で終戦時製粉能力の計算が一致しない理由は、鶴見工場で企業整備(企業で所有)された設備2,592パーレルがその後戦災で焼失し、整備と戦災で二重に計上されているためである。

そこで、大手製粉企業の復興の遅れをもたらした制約要因に注意しながら、大手製粉の能力回復過程をふりかえることにしよう。大手3社の生産能力は、表12によると終戦時は3社合計約1.3万パーレルであったが、1949年に約4万パーレルまで復旧した。他の産業部門が低操業率のもとで、生産設備の拡張など望むべくもなかった時期であることを考慮すれば、この回復のスピードの早さはこの産業の与えられていた位置を端的に示している。一般的に見て、この復興を促進した外的条件は、前述したように食糧危機下での小麦の大量輸入と委託加工制であり、内的条件は、大手製粉の社内資源の有効利用であった。このうち社内資源としてはまず

(19) 公正取引委員会編『日本産業集中の実態』東洋経済新報社、1957年、77-79頁。

池元 有一

第1に、企業整備の対象となった機械の一部が保管されていたことがあげられる。すなわち、企業整備による能力の喪失は設備の完全な廃棄を意味したわけではなかったから、残存設備に追加工事することで能力の回復が可能であった。第2の内的な条件として、復旧に必要な技術者の存在と若干の手持ち資材が残存していたことである。そのため、1バレル当たりの復興のコストは新規建造の半分以下であった。

例えば、日清製粉は、修繕すればすぐに稼働する工場がありその着手が早く幾分の手持ち資材があったこと、そして工場建設の技術者が各工場にいたことをあげている。同様に、日東製粉でも各工場に優れた技術者がいたことを復興の条件としてあげている⁽²⁰⁾。また、設備復旧のコストがわかる日清製粉と日東製粉についてみると、日清製粉では1949年1月末までの戦災5工場の復旧能力は6,752バレル、その経費は2,905万円、1バレル当たり4,300円であった。日東製粉は1948年8月までに戦災2工場、合計2,492バレルを1,632万円、1バレル当たり6,500円で復旧した⁽²¹⁾。日清製粉の社史によると1946年頃の1バレル当たりの建設費は1～1.5万円なので復旧のコストは半分以下だったことになる。

そうだとすれば、こうした内的条件に恵まれていた大手製粉企業の復興が産業内では遅れ気味であったことは重要な問題であった。

表12 大企業の製粉能力の推移（内地のみ） (単位：バレル)

	日清製粉	1941=100	1945=100	日本製粉	1941=100	1945=100	日東製粉	1941=100	1945=100	3社合計	全国能力	1941=100	1945=100
1941年	25,095	100		21,716	100		4,969	100		51,780	90,100	100	
1943年	8,890	35					4,247	85		13,137	63,600	71	
終戦時	4,958	20	100	7,466	34	100	489	10	100	12,913			
1945年	8,327	33	168	9,476	44	127	489	10	100	18,292	31,200	35	100
1947年	16,351	65	330	13,720	63	184	1,981	40	405	32,052	165,453	184	530
1949年	21,556	86	435	16,600	76	222	3,045	61	623	41,201	260,328	289	834
1951年	21,620	86	436	19,350	89	259	3,221	65	659	44,191	335,912	373	1077
1953年	25,800	103	520	21,100	97	283	3,300	66	675	50,200	219,685	244	704
1955年	32,100	128	647	22,600	104	303	3,800	76	777	58,500

資料：各社社史。

この「遅れ」は大手3社の事情に即していえば、「制限会社」指定が与えた悪影響ということができる。この点は、日本製粉の事例がよく知られているが、これを中心に、大手3社製粉の生産回復過程を、3社が直面した復興への制約条件とともに明らかにしていこう。

戦争により日本製粉は生産能力の7割を失った。札幌、小山、神戸、久留米工場は企業整備

(20) 前掲『日清製粉株式会社社史』341～342頁。前掲『日東製粉株式会社六十五年史』171頁。

(21) 日清製粉株式会社『増資目論見書』1949年8月、11～12頁、日東製粉株式会社『増資目論見書』1949年10月、9頁。

食糧危機下の製粉業

により閉鎖又は転用を命じられ、東京、名古屋工場は空襲で焼失し、終戦時には4工場（生産能力 7,466 バレル）のみが操業可能であった。また、海外4工場（仁川、鎮南浦、沙里院、マニラ）、中国大陸に進出していた傍系会社も接收された⁽²²⁾。

これに加えて、日本製粉は制限会社に指定され、また集中排除法適用の可能性が高まったことが復興の足枷となった。この点では日清製粉も同様の側面を持っていたが、特に日本製粉は三井財閥の準直系会社とされて制限会社の第1次指定を受けたため、資産の処分はもとより現状の変更はいっさい総司令部の許可を要した。制限会社の営業は通例の業務の範囲に限定され、増資、社債発行、配当の決定、資産処分、新規資本設備の購入または借受け等すべて総司令部の許可が必要とされたからである⁽²³⁾。このような制限会社に対する規制は、企業の自由な活動による復興を遅らせる側面を持った⁽²⁴⁾。

さらに、1948年2月に日清製粉と日本製粉は「過度経済力集中排除法」による指定を受けることになった。この指定を受けなかった日東製粉は1948年6月に企業再建整備計画が認可されたにもかかわらず、日清製粉・日本製粉は1年遅れ翌49年6月4日の指定取消まで、特別経理会社として企業再建整備計画を実行することができなかったことに、この指定が企業経営に与えた影響をうかがい知ることができる。日本製粉がこの制限会社指定を解除されるのは制限会社令が48年12月に一部緩和されてから1年近くのちの49年11月のことであった。その間、「何よりも急務であった工場の復興も、まったく遅滞した」と同社社史は伝えている⁽²⁵⁾。

こうした制約条件の下で、日本製粉は、1945年に、まず、企業整備された小山、空襲焼失した名古屋の2工場をそれぞれ1,010、1,000バレルまで復旧した。小山工場の設備はすでに他社に譲渡されていたので、企業整備により保管されていた他工場の設備を一部移設した。1946年には企業整備された久留米、横浜工場を保管・疎開していた設備により、1,000、3,427バレル復旧した。また、戦災した名古屋工場を1,410バレルまで復旧させた。しかし、46年に制限会社に指定されたため、横浜工場はその後なかなか設備復興が許可されなかった。47年には、企業整備の対象であった久留米工場を1,503バレルまで増強、保管していた設備を一部移設し神戸工場を1,000バレルまで回復させた。神戸工場の復興の際は、計画を提出し6ヶ月間音沙汰なしだったので、直接司令部に行き、却下という結論だったので、交渉により再申

(22) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』530～531頁、資料・統計2～3頁、日本製粉の工場能力の変遷は、同前資料・統計8～9頁。

(23) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』500頁。

(24) 総司令部が処理した制限会社・準制限会社の許可申請数は、7,679件その内許可は6,138件、不許可と取下は1,541件であり、判断基準は申請された計画が日本経済の一部ではなく全体のためになるか、などとされた(三和良一『昭和財政史 終戦から講和まで 2 独占禁止』東洋経済新報社、1981年、196～200頁)。

(25) 小山、神戸、久留米工場では企業整備で撤去された設備を復旧することすら総司令部の許可が必要とされ、神戸工場は許可を受けたのちも4回の中間報告と完成報告の提出を求められた。前掲『日本製粉株式会社七十年史』500頁。

請後3週間で検討するという約束をとりつけた。また、神戸工場の宿舍建設も司令部と直接交渉した。48年には復旧はなく、1949年に、横浜工場、神戸工場、名古屋工場、小山工場の能力を増強し日本製粉全体で16,600バーレルまで復旧した⁽²⁶⁾。

1948年に全く能力の増設ができなかった理由は制限会社の指定を受けたためとも考えられる。また、日本製粉が製粉能力で戦前水準に達するのは東京工場の復旧によるが、東京工場は「大消費地東京都を控え大型製粉工場の復興は需給上不可欠」と位置づけられていたにもかかわらず、それが「昭和20年3月戦災に依り喪失後諸制限令下に永らく復旧できなかった」⁽²⁷⁾という。このように、制限会社に指定されたことは日本製粉の復興に少なからず影響を与えた⁽²⁸⁾。

次に、日清製粉についてみると、1942年末、同社の製粉能力は25,465バーレルであったが、戦時中の企業整備により7工場(9,982バーレル)が転用、保有(運転休止)、廃止の指定を受け、また、空襲により5工場(12,747バーレル)が焼失、北京工場(370バーレル)は接收され、終戦時の残存能力は6工場合計4,958バーレルとなった(前掲表11)⁽²⁹⁾。

能力復旧の過程は、まず、第1に企業整備で保管されていた機械の再設置、次に、設備の増設・新設の段階に分けられる。1949年1月現在の復旧状況⁽³⁰⁾によると日清製粉では、1946年までにまず企業整備で転用されていた工場のうち高崎工場(1,126バーレル)、佐野工場(同779)、名古屋工場(同3,420)を復旧した。1947年には戦災工場である鳥栖工場(同1,604)、48年には企業整備された神戸工場(同1,976)、戦災した宇都宮工場(同519)、水戸工場(同497)を復旧した。49年1月には戦災工場の鶴見工場(同3,069)と岡山工場(同1,063)を復旧した。日清製粉は、終戦時能力5,000から45年中に8,000、46年には1.5万バーレルと敗戦直後に急速に能力を回復するが、その要因の1つは企業整備により転用されていた工場を45・6年に復元したことにあつた。

次に日東製粉は、5工場のうち1工場を企業整備により閉鎖・売却し3工場を空襲で焼失、1942年に4,969バーレルであった製粉能力は、終戦時には1工場489バーレルと業界で最大級の被害であった。企業整備により閉鎖された工場の製粉機械が空地に野積みされているのを偶

(26)前掲『日本製粉株式会社七十年史』495～529頁。日本製粉『増資目論見書』1949年9月、4～5頁、同『社債目論見書』1951年10月、11頁。資金については、同『目論見書』1948年10月、17頁。

(27)日本製粉『社債目論見書』1951年7月、37頁。東京工場復興の設備資金は、1951年に日本興業銀行から2億円の長期借入により調達した。

(28)また、日本製粉では、終戦から1948年1月まで、公職追放と関連して社長が三回交代した。すなわち、神戸社長(46年2月まで)、小室社長(47年5月まで)、中島社長(48年1月まで)、赤城社長であった。環境が変化し経営上の判断が迫られる復興期に外部の力により経営陣が交代することは復興の歩みをさらに遅らせる原因になった(前掲『日本製粉株式会社七十年史』505頁)。

(29)在外資産については、帳簿価格にして、満州、朝鮮、台湾などの有価証券775万円、債権436万円の合計1,200万円の損失であった(前掲『日清製粉株式会社史』345～347頁)。

(30)日清製粉『増資目論見書』1949年8月、11～12頁。

食糧危機下の製粉業

然発見したという幸運もあったが、日東製粉は日清製粉のようにそのまま復元できる工場がなかったため、ようやく46年から戦災工場の復旧に取りかかる。まず、第1期工事として46年11月名古屋工場（737バーレル）、翌47年4月熊谷工場（同755）が完成、次いで第2期工事として48年8月、名古屋工場、熊谷工場がそれぞれ、512、488バーレル増設して、合計3,045バーレルまで回復した⁽³¹⁾。

このように大手製粉3社が手をこまねいていたわけではなかった。しかし、前掲表9に示されるように、操業率は日清製粉が1947年に75%、また49年には同じく96%と高水準を記録していたことは、このような復旧が食糧危機対策として緊急に求められている設備能力として不十分であったことを示していた。こうした遅れが新規参入を呼び起こす条件であり、その結果、すでに指摘したように、その生産実績シェアはこの時期に大きく落ち込んだ。それは次に見るような、中小製粉の活発な参入によるものであった。

3. 委託加工制下の製粉処理の実態（中小企業の簇生）

3-1 中小企業の簇生⁽³²⁾

食糧事情の危機的状態を打開するために行われた小麦中心のアメリカからの緊急食糧援助は、それまでの日本製粉業の国内市場規模を遙かに上回る量に達し、この産業の復興過程に大きな影響を及ぼした。小麦の国内供給量は1945年94.3万トンを底に急速に回復し、48年には戦前並みに、そして翌49年には37年の2倍に達したからである。この供給増加は、46年の食糧緊急措置令、48年の食糧確保臨時措置法に代表される国産小麦の増産と供出の確保にもよるが、最大の要因は援助による輸入小麦の急増であった。戦後の小麦輸入は46年度の34万トンから、翌47年度には69.4万トン、49年度には195.5万トン（国内供給量の60%）まで増加した。

市場の急拡大のなかで製粉業の上位集中度の変化に注目すると、表13によれば、戦前（1937年）の上位集中度は4社で77.3%を占めていた。ところが、49年には生産量が戦前の2.1倍に増加し、上位10社の累積集中度は48.6%と急落している。その後10社シェアは、51年の52.5%から55年の66.4%に回復した。このような上位集中度の低下と上昇という変化は中小企業が参入と退出とが短期に集中したためであった⁽³³⁾。

(31) 前掲『日東製粉株式会社六十五年史』168～169、336～337頁、日東製粉株式会社『増資目論見書』1949年10月、9頁。

(32) 当時は製粉業だけではなく食料品や繊維の分野で1947～50年の間に工場数が増加していることが分かる。理由は参入障壁が低く、食料品など消費財への需要圧力が高く、価格が高騰しているなどである（前掲「戦後復興期の需要構造と産業構造」22頁）。

(33) 前掲『日本産業集中の実態』77-79頁。

表 13 製粉業の上位企業シェア (単位：千袋、%)

	1937年			1949年			1950年			1952年			1955年		
	順位	生産	集中度	順位	生産	集中度	順位	生産	集中度	順位	生産	集中度	順位	生産	集中度
日清製粉	1	14,526	34.6	1	18,101	20.6	1	14,389	18.7	1	15,761	24.0	1	27,044	28.0
日本製粉	2	12,739	30.3	2	13,913	15.9	2	12,220	15.9	2	14,961	22.8	2	21,000	21.7
日東製粉	3	2,873	6.8	4	3,324	3.8	4	1,739	2.3	4	1,791	2.7	4	3,436	3.6
昭和産業	4	2,310	5.5	3	2,353	2.9	3	3,195	4.2	3	2,573	3.9	3	4,812	5.0
東福製粉				5	1,202	1.4	5	968	1.3	9	663	1.0	9	826	0.9
増田製粉				6	1,122	1.3	6	909	1.2	5	955	1.4	5	2,363	2.4
大阪製粉				7	1,024	1.2	7	843	1.1	10	688	1.1	8	1,057	1.1
熊本製粉							8	815	1.1	6	800	1.2	7	1,333	1.4
千葉製粉							10	769	1.0	8	687	1.0	6	1,547	1.6
その他		9,552			46,603			41,058	52.2		26,593	40.3		33,330	33.7
全国合計		42,000			87,642			76,905			65,472			96,748	
累積集中度 5社		77.3	4社		44.6			42.4			55.0			60.7	
10社					48.6			47.8			59.7			66.4	
総企業数		約700			約3,500			約3,095			約1,917			約713	

資料：1937,1949年は、公正取引委員会『日本における経済力集中の実態』1951年、196頁。

1950-55年は、公正取引委員会『最近における主要産業の生産力集中の動向(下)』1956年、55-58頁。

累積集中度は、公正取引委員会『日本の産業集中』1964年、142頁。

注：1937年の原注によると、全国合計は職工数5人以上の工場の生産実績36,250千袋を基礎に推計。

1952年の全国合計は、計算が食い違うが原資料のままとした。

復興期に中小製粉の群生をうながした条件は、大手製粉の投資の遅れと上述の小麦市場規模の拡大、また小麦粉需要の増加に加えて、以下の諸点が指摘されてきた。まず、①供出意欲低下による農家小麦保有量の増大が中小製粉増加の一因であった⁽³⁴⁾。②原料小麦の配当方法は当初は設備能力を基準としたため工場を建設・稼働させれば加工賃収入が得られるためであった。③製粉設備では、復興期に食糧難で盛んになった全粒式小麦粉生産の場合、手動式や水車式製粉または高速度製粉など小資本で足りた。④委託加工制下の製粉業の採算は政府からの加工賃と操業度に左右され、製品の質は問題にされなかったため大企業が持つ最新の製粉設備や技術を発揮する余地は極めて少なく、銘柄による差別化もできなかったことも⁽³⁵⁾中小製粉に有利であった。政府は製粉業者に対し責任歩留を定め、国内産麦に関して戦前の78%から終戦後に

(34) 農家小麦保有高は、戦前の最低時には収穫された小麦の10-15%、1940年には31.8% (保有量417万石)、41年34.7% (同370万石)、46年40.6% (同182万石)、47年46.4% (同260万石)、48年47.3% (同325万石)、49年49.8% (同394万石)と増加した(『昭和産業史 第2巻』東洋経済新報社、353頁、数値は日清製粉調べ)。供出については、前掲「戦後主食統制とその制約事情」も参照。

(35) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』492~494頁。

食糧危機下の製粉業

93%まで引き上げた。

この歩留率の引き上げは、小麦粉の品質低下を甘受して供給量増加を追求したためであったが、結果的には、戦前期に品質面で保たれていた大手製粉の競争優位を失わせ、品質面で劣る中小製粉の参入を容易にした。さらに、⑤委託加工制度により運転資金（原料費）や製品販売の必要はなく小資本で経営できたこと⁽³⁶⁾、また、⑥原料小麦および製品の輸送費を政府が負担したため全国の至る所で工場が設置できたこと、⑦1949年から政府が製粉会社に払う加工賃は大工場と中小工場の二本立てとなり生産性の低い中小製粉でも利益が考慮されたことも指摘されている⁽³⁷⁾。1949年7月からの加工賃の二本立ては中小製粉を優遇した措置であった。前掲表1の食糧庁の調査から、前年と比較して政府指定工場数、能力とも約3倍の3,026工場、32,541日産原料トンに増加した。勸銀の調査（1949年工場数3,563）と考え合わせれば、政府は工場数で85%以上の「動員」を実現し、これは、加工賃による中小製粉の優遇措置による可能性が高い。この政策は、中小製粉の本格的な撤退を委託加工制終了まで遅らせた原因とも考えられる。

以上の事情を背景にして多数の中小製粉が参入し、企業数、製粉能力ともに全国的に増加した。各都道府県別の能力拡大を概観する。表14は政府指定工場の能力だが、前掲表1の日清製粉推定能力と比較した場合、1947年を除き近似しているので表14にある42、50、54年政府指定工場の能力は製粉業全体の傾向を示しているとみてもよいだろう。まず、復興期の製粉能力は、小麦の輸入港がある愛知、神奈川、兵庫、福岡、北海道、静岡と小麦の栽培地域である群馬、埼玉、愛知、茨城、福岡が上位を占めていた。また、製粉能力上位10位までの累積シェアは42～50年で10%も低下した。その理由は、原料小麦と製品の輸送費を政府が負担したことにより、製粉設備の増強はある程度広く全国的に行われたためと考えられる。特徴的なのは、1942年には上位にランクされていなかった大阪、東京などの大消費地が復興期に上位に進出したことである。これは、後述するように大阪、東京で、外国産小麦を製粉する高速度製粉業者が急増したためである。

(36) 当時小麦粉の原価に占める原料費は90～91%だったので原料を購入する必要がない委託加工制は業者の運転資金の負担を著しく軽減した（富士銀行『調査時報』78、73頁）。

(37) その他、中小製粉が増加した理由として、1948年から農業協同組合法が公布され多くの農協が製粉業を行ったことや製麺業者が小型製粉機を設置した例がある。46年頃、電力の割当は製麺業（第2種業種）よりも製粉業（第1種業種）が優先された。そのため福岡県吉井町では、製麺業者が電力の割当で有利になるように小型製粉機を購入し、吉井町製粉製麺組合を結成し電力供給を要求した（鳥越製粉株式会社社史編集委員会編『五十年の歩み：鳥越製粉株式会社50周年記念社史』1985年、33頁）。

表 14 都道府県別製粉能力推移（政府指定工場）（単位：トン）

順位	1942年12月		1947年10月		1950年6月		1954年4月	
	地域	能力	地域	能力	地域	能力	地域	能力
1	神奈川	1,264	三重	2,908	愛知	3,114	愛知	2,365
2	愛知	985	愛知	1,282	神奈川	2,201	兵庫	2,131
3	兵庫	923	福岡	969	兵庫	1,899	神奈川	1,937
4	福岡	887	大阪	721	大阪	1,734	大阪	1,912
5	群馬	526	神奈川	675	福岡	1,726	福岡	1,714
6	埼玉	387	群馬	657	埼玉	1,316	東京	1,605
7	栃木	371	兵庫	612	千葉	1,219	埼玉	1,369
8	茨城	359	静岡	468	三重	1,210	群馬	1,153
9	香川	356	埼玉	463	群馬	1,193	北海道	923
10	岡山	351	北海道	411	岐阜	1,003	茨城	723
10 地区合計		6,407		9,166		16,613		15,831
		(%)		68.9		49.2		56.6
全国合計		10,386		13,304		33,796		27,971

資料：食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』各年版。

工場の分散化傾向は、都道府県別の政府指定工場数の推移からも確認できる。1942年の工場数上位10府県の占める比率は67%（5,818／8,632工場）から1950年には40%（1,262／3,095工場）に低下し、復興期の工場数の増加は、それまでとは異なる工場の分布をもたらすほど、地域間に分散したものであったと見てよいであろう⁽³⁸⁾。

3-2 委託加工制下の製粉処理の実態

(1) 外国産小麦の製粉処理

既にふれたように、小麦の輸入量は、企業整備や戦災で低下した国内製粉能力をはるかに超えていたため、政府は緊急加工を実現すべく資材の優先配給などのあらゆる方策を講じた⁽³⁹⁾。特に輸入食糧に関しては、1947年8月に「輸入食糧配給操作強化要領」が閣議決定され、製粉工場への電力制限を解除して昼夜無休送電を実施⁽⁴⁰⁾、1日24時間1ヶ月無休で操業させ、酒・タバコを特別配給、大型製粉、高速度製粉の急速な整備など行われた⁽⁴¹⁾。

増産された国産小麦と激増した輸入小麦は、委託加工制下、政府により製粉能力に応じて各

(38) 食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』各年版。

(39) 製粉加工能力増強のためさまざまな対策が講じられたが国内製粉業はすぐには応じられなかった。表3の食料輸入実績で1949年まで小麦と比較して小麦粉が大量に輸入されたのは、当時の日本の製粉能力に応じた措置だったとも考えられる（前掲『日清製粉株式会社社史』314-315頁）。

(40) 製粉工場の主動力である電力は1952年までは優先的に割り当てられた。1949年頃の日清・日本・日東製粉の記述によれば、電力供給に関しては優先的に取り扱われ（第1種甲類イ）、使用電力量は完全に割当を受け確保されていた。また、各工場とも専用線により受電しており、送電線も重要線（1級の1-3、または、2級の2）の扱いを受けていたため、一般の休節電の場合も他業種と異なり操業に支障はなかった。また、1951年に電気料金が全国平均3割値上げされた時は、加工賃改定に織り込まれた（日本製粉『社債目論見書』1951年10月、17頁）。

(41) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』492、前掲『日清製粉株式会社社史』314-315頁、前掲『日東製粉六十五年史』164、農林省『農林年鑑』1948年度版、186頁。

食糧危機下の製粉業

工場に割当られた。原料小麦の委託加工量が多い順に都道府県別に並べた表 15 によると⁽⁴²⁾、国内産小麦については、1949 米穀年度では群馬、茨城、福岡、岡山、埼玉の上位 5 県で 18 万トンを超えている。同年の都道府県別小麦収穫量は群馬、埼玉、愛知、茨城、福岡の順位なので⁽⁴³⁾ほぼ小麦生産地で製粉されたと考えられる。次に外国産小麦については、輸入港がある愛知（名古屋港）、兵庫（神戸港）、神奈川（横浜・横須賀港）、福岡（長崎・佐世保港）、北海道（小樽・函館港）、静岡（清水港）で製粉された。これらの港は前述の「輸入食糧配給操作強化要領」により小麦輸送のために優先的に自動車・鉄道車輛、船舶が配置されていた⁽⁴⁴⁾。

表 15 地方別内外産別の政府指定工場製粉加工実績（原料） （単位：千トン）

順位	1948 米穀年度 (1947 年 11 月～48 年 10 月)			1949 米穀年度 (1948 年 11 月～49 年 10 月)			1951 米穀年度 (1950 年 11 月～51 年 10 月)		
	国内産	外国産	合計	国内産	外国産	合計	国内産	外国産	合計
1	福岡 51	愛知 87	愛知 114	群馬 41	愛知 223	愛知 245	群馬 46	神奈川 288	神奈川 301
2	群馬 37	兵庫 84	福岡 110	茨城 38	兵庫 203	神奈川 213	埼玉 40	兵庫 171	愛知 183
3	茨城 31	神奈川 84	兵庫 102	福岡 37	神奈川 203	兵庫 207	福岡 37	愛知 162	兵庫 176
4	岡山 29	福岡 59	神奈川 93	岡山 31	福岡 137	福岡 174	茨城 33	福岡 109	福岡 146
5	埼玉 28	北海道 44	群馬 72	埼玉 31	大阪 107	群馬 127	栃木 29	大阪 107	東京 114
6	栃木 27	大阪 42	北海道 50	栃木 26	群馬 86	大阪 108	岡山 28	東京 106	大阪 108
7	愛知 26	群馬 35	埼玉 47	千葉 26	東京 82	北海道 88	千葉 26	北海道 63	群馬 104
8	兵庫 18	香川 21	大阪 46	愛知 22	北海道 72	東京 87	愛知 21	群馬 59	埼玉 85
9	佐賀 16	東京 21	岡山 43	熊本 19	埼玉 55	埼玉 86	長野 14	埼玉 45	北海道 78
10	千葉 13	静岡 20	茨城 39	北海道 16	茨城 50	茨城 66	神奈川 13	静岡 41	千葉 61
			東京 23						
10 地区計	276	497	716	287	1218	1401	287	1151	1356
全国計	430	689	1,119	435	1,689	2,124	453	1,590	2,044

資料：1947 年 11 月～48 年 10 月：食糧庁編『食糧管理統計年報』1949 年版、306 頁。1948 年 11 月～49 年 10 月：同前、320 頁。1950 年 11 月～51 年 10 月：同前 1951 年版、286 頁。

外国産小麦の製粉加工実績について特徴的なのは大消費地である東京と大阪の製粉加工実績の増大とその地位の向上である。1948 米穀年度から翌 49 米穀年度にかけて製粉加工実績は、国産外国産合計で東京 2.3 万トンから 8.7 万トン（378%増）、大阪も 4.6 万トンから 10.8 万トン（235%増）とわずか 1 年の間に激増した。その原料小麦はほぼ外国産であった。また、その地位も大阪は日本有数の小麦生産県である群馬に次いで 6 位、東京も北海道に次ぎ第 8 位で埼玉・茨城を凌駕している。アメリカから輸入された大量の小麦は、神奈川県などの原料輸入港がある地区と東京・大阪などの大消費地で製粉されていた。

これらの国産・輸入小麦を製粉加工した企業の規模についてみると、国産小麦は中小規模の製粉工場、輸入小麦は大規模業者、もしくは高速度製粉業者によって製粉加工された。まず、

(42) 表 15 の加工量は政府委託加工分なので、国内産麦については未供出分もあり全てを把握しているわけではないが、外国産麦については、全ての加工実績が確認できる。

(43) 小麦の都道府県別収穫量は食糧庁『食糧管理統計年報』1949 年版、306 頁。

(44) 前掲『農林年鑑』1948 年度版、189～190 頁。食糧管理局調査課『食糧管理月報』1-8、20～25 頁。

期間は短い表 16 によると、国産・外国産小麦の 8 割は粉協（製粉協会、大中型業者）、残り 2 割を全粉連（全国製粉組合連合会、小型業者）と高速度製粉業者が分けあっている。このうち、国産小麦は粉協と全粉連により 9 割が加工されている。外国産小麦は粉協によって 8 割が製粉されている。外国産小麦で特徴的なのは、粉協の製粉実績の 95%、また、同様に高速度製粉業者の生産実績の 9 割が外国産小麦の製粉に当てられていることである。高速度製粉とは、5～200馬力の原動機を利用し原料を丸ごと粉砕する衝撃式粉砕機を用いた製粉であり表 17 で見られるように、1947 年には製粉能力で全体の 4 割程度を占めていた。高速度粉砕は通常飼料用の雑穀粉生産のために用いられ、ロール製粉で生産された小麦粉とは異なり小麦粉とフスマ⁽⁴⁵⁾が分離されない全粒粉が得られるが、高歩留まりを求められた当時ではむしろ適合的な製粉方法だった。以上のように業者の規模別では、国内産小麦は大中型製粉業者と小型製粉業者に外国産小麦は大中型製粉業者によって製粉され、さらに外国産小麦では高速度製粉業者が急成長していた。

表 16 業者規模別・原料別加工実績（政府指定工業）（単位：トン）

	1947 年 11 月－48 年 3 月		
	国内産小麦	外国産小麦	計
粉協	14,586	278,745	293,331
全粉連	13,500	24,640	38,140
高速度	2,672	35,320	37,992
農業会	1,147	576	1,723
合計	31,905	339,281	371,186

資料：食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』1949 年版、217-219 頁、同 1949 年版、307～309 頁。

注：粉協とは製粉協会のことで 51 バレル以上大中型製粉業者の団体。全粉連とは全国製粉組合連合会のことで 50 バレル以下の小型製粉業者の団体。

表 17 種類別製粉能力（単位：バレル）

	1942 年 12 月	1946 年 10 月	%	1947 年 10 月	%	1948 年 10 月	%
大・中型製粉	76.4%	55,564	63%	63,979	39%	97,996	41%
小型製粉	23.6%	32,701	37%	40,740	25%	93,130	39%
高速度製粉				61,134	37%	48,613	20%
計	100%	88,265	100%	165,853	100%	239,739	100%

資料：中島常雄編『現代日本産業発達史 XVII 食品』交詢社、1967 年、65 頁（原資料は製粉振興記念委員会『製粉工業便覧』製粉倶楽部、1950 年、27 頁）。1942 年は富士銀行『調査時報』78、73 頁。原注：大・中型は 50 バレル以上の工場。

この高速度製粉の進出は地域的な偏差を伴っていたが、この点を地域別・業者別規模別の政府指定工場加工実績（1949 年 7 月～50 年 6 月）から確認すると、大中型製粉業者（製粉倶楽部）は神奈川、愛知、兵庫、福岡に集中し 4 県で 45.8%を占めているのに対して、小型製粉業者

(45) フスマとは小麦粉を製粉する際に出る皮のくず。洗い粉や家畜の飼料にするが、ミネラルやビタミンが含まれていて栄養価が高いため、食糧不足の折には他の穀物と混ぜるなどして食される。（前掲『食と農の戦後史』3 頁）。

食糧危機下の製粉業

では最上位の福岡県 9.5%がやや大きいものの、第 2 位以下の長崎、埼玉、群馬などは 4%台で分散傾向が強かった。これに対して高速度製粉業者は東京、大阪の 2 都府だけで 37.8%を占め、神奈川、北海道、愛知を加えた上位 5 都道府県では、60.7%と極めて集中度が高い分布となっていたのである⁽⁴⁶⁾。対象の 49 年 7 月～50 年 6 月は、製粉業者の大部分が政府指定工場だったのでこの地域的な偏差は製粉業全体を表していると考えられる。

以上のように、国産小麦の加工は生産地において小型製粉業者によって行われたほか、食糧危機から脱出するため大量に輸入された外国産小麦は輸入港地域の大中型製粉業者や大消費地の高速度製粉業者によって製粉されたと考えられる。以下、原料の大量輸入が与えたインパクトをより具体的にみるために、第 1 に神奈川、愛知県などの製粉業者の動きを日清製粉、日本製粉、日東製粉を中心に検討し、第 2 に大消費地東京・大阪を例に中小製粉業者や高速度製粉業者について検討しよう。

(2) 輸入港での製粉（大手製粉業者）

輸入港を擁する神奈川、愛知、兵庫では日本製粉、日清製粉、日東製粉⁽⁴⁷⁾など大企業が大量の輸入小麦を製粉していた。大手製粉業者の場合、原料小麦の約 9 割は外国産麦（以下、外麦と略称する場合がある）が占めていた。表 18 に見られるように、例えば日本製粉では、小麦輸入が激増した 1949 年度では外麦が 93%を占めていた。注目すべきは、日本製粉で海工場と位置づけられる横浜、名古屋、神戸、門司、小樽工場で製粉される外麦の割合は高いだけでなく、本来、内麦を原料とする山工場、高崎、小山、久留米工場にも大量の外麦が輸送されたことである。大量の輸入小麦のため海工場の能力が限界に達していたこと、また、委託加工制下で政府が原料輸送費を負担していたことが原因だったと考えられる。その大企業の製粉能力不足は稼働率にも表れた。

(46) 食糧庁編『食糧管理統計年報』1950 年版、300～302 頁。

(47) 外国産麦の比率が高まったため輸送面での経済性を考慮し、政府は割当基準能力を海工場 100%、山工場 80%とした。そのため熊谷工場、深谷工場などの山工場の能力比率が高い日東製粉は他の大手製粉と比較して不利になった（前掲『日東製粉六十五年史』183 頁）。

表 18 日本製粉の原料入荷実績 (単位: トン)

		横浜	高崎	小山	名古屋	神戸	門司	久留米	小樽	計
1947年7月～48年6月	内麦	525	4,659	4,439	781	103	7,098	6,881	1,755	26,241
	外麦	59,180	12,787	10,288	32,111	3,867	35,385	16,416	23,115	193,149
	その他	3,580			4,052	562				8,194
	計	63,285	17,446	14,727	36,944	4,532	42,483	23,297	24,870	227,584
1948年7月～49年6月	内麦	1,015	5,818	3,087	1,750	1,175	12,921	6,051	849	32,666
	外麦	69,383	16,044	2,950	30,440	20,055	34,270	14,705	20,775	208,622
	その他	17,236		3,265	5,224	8,807	8,354	5,240	5,151	53,277
	計	87,634	21,862	9,302	37,414	30,037	55,545	25,996	26,775	294,565
1949年1月～6月	内麦			96	133		264	1,196	135	1,824
	外麦	47,271	57	2,771	20,346	9,666	21,325	11,049	13,407	125,892
	その他	7,641	13168	3,265	3,246	5,470	8,354	3,476	3,202	47,822
	計	54,912	13,225	6,132	23,725	15,136	29,943	15,721	16,744	175,538
1949年4月～50年3月	内麦	0	7,942	3,759	771	0	5,726	2,940	5,185	26,323
	外麦	93,324	29,070	12,794	57,422	43,380	66,950	25,435	29,820	358,195
	計	93,324	37,012	16,553	58,193	43,380	72,676	28,375	35,005	384,518
1950年4月～51年3月	内麦	0	7,423	8,081	824	0	4,405	4,818	2,956	28,507
	外麦	93,004	8,705	2,648	36,986	32,270	74,944	18,989	14,349	281,895
	計	93,004	16,128	10,729	37,810	32,270	79,349	23,807	17,305	310,402

資料: 同社『増資目論見書』1949年9月、14頁。同『社債目論見書』1951年7月、18頁。

表 19 によると食糧事情が緩和した 1950 年度には稼働率は 5 割に低下するが 1949 年度までに約 80%まで上昇した。日清製粉 (前掲表 9)、日東製粉も操業度に関して同様な傾向を示した⁽⁴⁸⁾。49 年度平均の操業度が大手製粉で 8 割に近いことは、間歇的な外国船の入港時には一時的に 100%を超える稼働率になった可能性が高いことを示唆している。また、米の端境期の 9 月に製粉加工が集中 (1948 年で月平均加工量の 2 倍以上) したことも一時的に稼働率を上げる要因となった⁽⁴⁹⁾。復興期に工場数が急増した背景、特に東京、大阪の高速度製粉業者増大にはこのような大手製粉の処理能力の不足があったと考えられる。

(48) 日清製粉の操業状況は日清製粉『増資目論見書』1949年8月、10頁、同『社債目論見書』1951年5月、14頁。日東製粉の操業状況は、日東製粉『増資目論見書』1949年10月、11～12頁、同『新株発行目論見書』1952年6月、10頁。

(49) 統計研究会食糧管理史研究委員会編『食糧管理史 総論 II』1969年、234頁。

食糧危機下の製粉業

表 19 日本製粉操業状況 (単位：千袋、%)

工場名	1946年7月 ～47年6月	47年7月～4 8年6月	48年7月 ～49年6月	1949年度	1950年度	1953年上	1953年下		
	生産能力	操業率＝生産実績／生産能力						生産能力	
横浜工場	3,886	52.5	64.3	82.9	77.8	59.1	74.5	83.1	2,820
東京工場							85.6	82.5	1,590
高崎工場	1,244	58.8	57.1	59.2	86.8	47.9	95.6	97.9	810
小山工場	1,201	61.7	73.9	79.8	80.3	55.6	88.2	88.7	630
名古屋工場	1,571	65.8	62.5	86.2	76.2	43.8	73.8	82.9	1,800
神戸工場			62.3	100.4	80.6	56.5	84.4	102.2	1,200
門司工場	3,779	45.6	56.8	57.4	71.6	58.3	80.8	86.8	2,040
久留米工場	1,250	41.1	59.9	55.1	65.7	44.1	67.9	64.3	1,080
小樽工場	1,201	61.4	99.6	86.9	111.2	51.1	93.7	90.1	690
合計	14,132	53.2	64.3	64.3	78.3	53.5	80.1	85.4	12,660

資料：1946年7月～47年6月、1947年7月～48年6月：同社『目論見書』1948年10月、12頁。1948年7月～49年6月：同『増資目論見書』1949年9月、12頁。1949年度、1950年度：同『社債目論見書』1951年7月、16頁。

注：海工場：横浜、名古屋、神戸、門司、小樽。山工場：高崎、小山、久留米。

(3) 大消費地での中小製粉業者

東京、大阪などの大消費地における高速度製粉業者の能力急増について、表 20 に基づいて東京を例に挙げ検討する。まず、東京の日産設備能力は、1942年12月350.2トンから50年6月には956.3トンへと増加した。東京で特徴的なのは、その担い手が1950年代前半までは高効率の大型工場ではなく高速度製粉のような小規模製粉業者であったことである。また、原料加工実績でも48年4月から10月の実績によると、業者の分類で「2ノ2」、「3」、「4」の種別(表 20 参照)に属するの衝撃式粉砕機＝高速度製粉業者が、東京の加工実績のうち、順に20.5%、6.9%、17.9%、27.0%を占めており、しかも、その原料は大部分が小麦であった。これは単に人口集中によるというよりは、小麦の乾麺やパンなどの2次加工が東京で拡大していたこと、例えば、1948年度乾麺加工実績8,595トン(全国の9%)に対して、1950年度は3万2,801トン(全国の16%)を記録したことに示されるような、2次加工の市場基盤があったことが中小業者の新規参入が活発であった理由と考えられる。

表 20 東京の製粉能力と業者規模

(単位：トン、%)

	工場数			日産能力			加工実績計		国産小麦		外国産小麦	
	東京	全国	対全国比	東京	全国	対全国比	東京	対全国比	東京・対全国比	対全国比	東京	対全国比
(1) 1942年12月現在												
合計	37	8,632	0.4	350.2	10,382.2	3.4						
大型	1	50	2.0	306.1	6,077.6	5.0						
中型	2	539	0.4	32.3	1,860.4	1.7						
小型	34	8,043	0.4	11.8	2,448.2	0.5						
(2) 1947年10月現在							(5) 1947年11月～48年3月					
合計	74	1,537	4.8	390	13,304	2.9	5,654	1.5	357	1.1	5,297	1.6
粉協(大中型)	1	190	0.5	16	8,532	0.2	824	0.3	86	0.6	738	0.3
全粉連(小型)	16	802	2.0	58	1,851	3.1	732	1.9	130	1.0	602	2.4
高速度	57	435	13.1	316	2,555	12.4	4,085	10.3	127	4.8	3,958	10.7
農業会製粉	0	115	0.0	0	366	0.0	13	0.8				
(3) 1949年1月現在							(6) 1948年4月～10月					
合計	87	3,026	2.9	454.0	15,695.4	2.9	17,563	2.4	2,294	0.6	15,270	4.4
1ノ1	9	144	6.3	107.8	3,192.8	3.4	4,858	1.1	874	0.4	3,985	1.6
1ノ2	0	10	0.0	0	122.5	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2ノ1	14	2,418	0.6	46.3	6,070.4	0.8	3,600	1.7	1,163	0.7	2,437	5.5
2ノ2	16	365	4.4	85.6	1,392.3	6.1	1,213	4.7	0	0.0	1,213	10.0
3							3,142	6.5	0	0.0	3,142	11.5
4	48	54	88.9	214.3	223.7	95.8	4,750	81.3	257	21.9	4,493	96.2
(4) 1950年6月現在							(7) 1950年11月～51年10月					
合計	75	3,095	2.4	956.3	33,795.6	2.8	113,890	5.6	7,931	1.7	105,959	6.7
中央割当工場	0	37	0.0	0	19,426.9	2.4	0	0	0	0.0	0	0.0
その他の工場	75	3,058	2.5	956.3	26,978.3	3.5	113,890	10.3	7,931	2.6	105,959	13.3
				472.3	13,155.0	3.6						

資料：食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』各年版。1950年の能力、上段は設備能力、下段は割当基準能力。
注：1ノ1：ロール式・大、1ノ2：衝撃式粉碎機・大、2ノ1：ロール式・小、2ノ2：衝撃式粉碎機、3：衝撃式粉碎機、4：衝撃式粉碎機

4. 買取加工制下の大企業の復興

4-1 食糧事情の好転と食糧・農業政策の変化

1949年頃から食糧需給関係が次第に好転した。1人1日当たりの供給熱量は、48年の1,449kcalから50年には1,945kcalに達し、深刻な食糧不足から脱した。45年587万トンまで落ち込んでいた米の収穫量は、50年には965万トンにまで回復し、また米の輸入も48年の4万トンを皮切りに49年9万トン、50年72万トンと順調に増加した⁽⁵⁰⁾。米不足が解消されたため小麦粉の需要は低下した。50年頃から小麦粉の闇価格が統制価格に接近し、また、国民からも「量から質へ」の要求が現れはじめ51年には小麦粉の配給辞退率は28.5%にもおよんだ⁽⁵¹⁾。

(50) 収穫量は農林水産省『作物統計』、輸入量は農林水産省『食料需給表』、農林省『食料需要に関する基礎統計』による。

(51) 前掲『日清製粉株式会社社史』291頁。

食糧危機下の製粉業

飢餓的な状態から脱したため政府は委託加工制から買取加工制へと制度を変更した。まず、1950年11月からフリークーポン制が実施され、消費者は需要者選択購入切符により自由に麦製品の購入が可能になった。また、配給業務を民間に移管するため食糧配給公団は51年3月に解散された⁽⁵²⁾。1952年6月には、食糧管理法（以下、食管法）が改定され麦類（大・小・裸麦）に関して委託加工制（直接統制）は廃止され原料買取加工制（間接統制）が実施された。この食管法の改正により、まず、内麦に関しては農家と製粉業者の取引を自由化し、その上で政府が定める「麦の再生産を確保する」価格により、農家からの求めに対しては無制限に買入れる義務を政府に課した。また、外麦については、政府の輸入許可制としその全量を政府買入れとした⁽⁵³⁾。政府が買入れた内麦・外麦は、「家計の安定」を旨とする価格で製粉業者に随意契約により割当売却された⁽⁵⁴⁾。すなわち、原料小麦に関しては買取制移行後もその大部分は政府が管理することになり、製粉業者は原料小麦を政府・農家から買い付け製粉し公定価格で登録業者に販売することになった⁽⁵⁵⁾。統制が解除されたといっても、大半の原料価格と製品価格とは公定価格のもとにおかれていたという意味で、他の産業とは異なる状況にあったことは留意されなければならない。

政府に集中した原料小麦は、政府が決める割当枠内で製粉工場毎に売却された。割当枠の決定方法は、1952年の買取制開始当初は、工場設備能力であり加工実績は考慮されなかった。その後、55年から製品販売実績や工場立地が考慮されるようになり、工場別売却限度の基準は、55年11月から割当基準能力（工場設備能力）50%、政府原麦加工実績50%となり、56年1月には能力30%、実績70%となった⁽⁵⁶⁾。以上のような統制の緩和と買取制以降の過程が製粉業にどのような影響を与えたのだろうか。以下、52年4月からの本格的な統制解除までに行われた小麦粉包装用袋類の完全買取制（49年10月）、飼料配給公団解散に伴うフスマの自由販売（50年4月）の開始、50年からの小麦粉輸出の再開について大手製粉業者への影響を中心に検討する。

4-2 包装用袋類の買取制に伴う運転資金の確保

統制が解除され原料買取制となる52年にかけて、終戦後急増していた工場数の増加は49年に止まり、50年に戦後最高の3,100を記録したあと、53年には1,917まで減少した。製粉能力も日産原料トンで49年3.3万トンから55年2.5万トンまで減少を続けたが、1工場当たりの能

(52) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』488～489頁。

(53) 「政府の指定する商社が輸出国から買い付け、わが国の輸入港まで輸送し、政府がその輸入港で商社から買い上げる」（協和銀行「製粉業界の概況」『調査月報』123、1965年4月、33頁）。

(54) 暉峻衆三編『日本農業100年のあゆみ』有斐閣、1996年、230頁。前掲『食と農の戦後史』76～78頁。日清製粉『社債目論見書』1952年11月、1頁。

(55) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』548～550頁。

(56) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』549、前掲『日東製粉株式会社六十五年史』204頁。

力は増加を続け 55 年には 47 年の 2 倍である 20 トンに達した。従って、小零細工場の淘汰が進んだとみてよい。

一方、1949 年から 51 年までの統制緩和期の大手製粉では使用総資本に対する運転資金（流動資産）の割合が上昇していた。まず、日清製粉を例にこの間の大手製粉の業績について見てみると（前掲表 5）、加工量は 49 年度 46 万トンから 51 年度 36 万トンに減少するものの、売上高は順調に伸び、利益も増加傾向を示した。1950 年からのフスマの自由販売と小麦粉輸出の自由化により、委託加工賃収入が中心だった収入は 50 年上期には、委託加工賃収入 22.2%、フスマを中心とした副製品販売 46.9%、輸出売上 16.7%、荷役等収入 14.3%と変化した（前掲表 6）。

その間の資金の運用・調達を示した前掲表 10 によると、袋類の買取制が始まる直前の 1949 年上期から原料買取制直前の 1951 年下期までの使用総資産は約 19 億円増加している。資産構成では固定資産が約 10.1 億円、流動資産が約 9 億円増加しているが、前者は 51 年の資産再評価（第 1 次）6.2 億円を含むために名目的には大幅に増加している。総資産約 12.8 億増のうち、この資産再評価分を差し引くと、この時期の総資産の増加は 7 割が流動資産によるものであった。この流動資産の増加は主に包装用袋類の買取制の影響であった⁽⁵⁷⁾。

それまで、包装用資材は、食糧配給公団により全量貸与されてきたが、1949 年 10 月に実施された包装用資材の買取制への移行の結果、製粉各社はそのための運転資金を調達する必要が生じた⁽⁵⁸⁾。それでも移行当初は公定価格で 1 ヶ月単位の売買契約によって公団から入手できたが、公団廃止後（51 年 3 月）は、全量を市場から購入することになった。

大手製粉各社は、急増する運転資金に対して、最初は銀行からの短期借入金で対応しつつ、経営の安定のため社債などによる長期負債や増資による自己資本に置き換えた。まず、運転資金に対する銀行借入水準を確認すると（前掲表 10）、袋類の買取制が始まった 1949 年下期から銀行借入（短期借入金）は以前の委託加工制時と比較して増加した。さらに、運転資金は社債・増資によっても調達された。日本製粉では包装用資材の購入に充てるため 1949 年、戦後初の社債（1 億円）を 2 度にわたり発行し、また同年 1.25 億円増資した⁽⁵⁹⁾。日東製粉でも 1949 年 10 月に 3,200 万円の増資のうち 1,200 万円は粉袋買取用の資金であった⁽⁶⁰⁾。

(57) また、フスマの自由販売と小麦輸出の再開も流動資産の増加に影響している。

(58) 戦前、包装用袋類は製粉会社が手配してきたが、戦時に統制の対象となり、終戦後は食糧配給公団（包装資材局）により全所要量貸与されてきた（前掲『日本製粉株式会社七十年史』516 頁）。1948 年 4 月以降は同公団との売買契約により包装資材の買取制が採られたが、現実には金銭の授受を伴わず事実上貸与方式だった（日清製粉『増資目論見書』1949 年 8 月、15 頁）。

(59) 日本製粉『増資目論見書』1949 年 9 月、4、15、24～25 頁。同『社債目論見書』1951 年 7 月、19 頁、同 1951 年 10 月、15 頁。

(60) 日東製粉『増資目論見書』1949 年 10 月、1 頁。増資額の算出根拠は、自己資金を必要とする額は 6.2 千万円（固定資産 3 千万円、設備拡充改善資金 1.1 千万円、通常固定すべき運転資金 2.1 千万円（粉袋買取資金 1.2 千万円、貯蔵品手持ち資金 0.4 千万円、その他、0.5 千万円）、これに対して現在の自己資金は 3 千万円（資本金 1.8 千万円、積立金 0.1 千万円、復興金融金庫借入 1 千万円）、差引 3.2 千万の増資が必要となった。

食糧危機下の製粉業

日清製粉についてやや立ち入って経過を追うと、同社は1951年まで増資と社債発行を行うが、その用途には包装用資材購入費（運転資金）が含まれていた。まず、統制緩和以前の1948年、資本金を2,593万円から8,000万円へ増資し運転資金に充当した。1949年には8,000万円から2.5億円へ増資した⁽⁶¹⁾。1949年の増資目的は「固定資産」と「通常固定すべき運転資金」を自己資本でまかない資本構成の健全化を図るためであった。日清製粉の当時の固定資産は5,854万円、また通常固定すべき運転資金は2億2,175.4万円であり、それに対し自己資本は資本金8千万円、積立金3,336.6万円であった。したがって自己資本の不足額は1億6,692.8万円となり、企業再建整備計画によって1.7億円増資することとなった。その増資分のうち約6,500万円は借金返済に残り約1億円は運転資金に充当されたが、その運転資金の最大の項目が食糧配給公団からの買取制になった包装用資材8,000万円（約1か月半の保有量200万枚×40円）であった⁽⁶²⁾。

その後、1951年3月末に食糧配給公団が解散したため、4月以降製粉業者は自ら包装資材を回収・再生を行うと共に消耗分を市場から新規調達する必要性が生じた。そこで日清製粉は回収、再生途中も含めて5か月分の包装資材の代金4億5,525万円を社債発行（51年3月～8月までに3回、計3億円）により確保した⁽⁶³⁾。以上のように袋類自由化に伴う運転資金の確保に追われることになったが、1952年以降は原料買取制・自由販売制に対応するためさらに巨額の運転資金が必要となった。

4-3 統制の緩和と売上構成の変化

統制の緩和（1950年のフスマの統制解除と小麦粉輸出再開）は、製粉業者の収益構造を大きく変えた。50年には飼料配給公団が解散し製粉工程での副産物であるフスマの統制が解除され自由販売になった。製粉会社は委託加工した小麦粉を政府に納入する一方で、その副産物であるフスマは飼料配給公団に公定価格で販売していた。このため製粉会社に支払われる委託加工賃は、実際の加工賃からフスマ価格を控除して計算されていたが、フスマ自由販売後は、製粉各社は政府が想定した価格以上でフスマを販売することができた。フスマの統制解除により、日清製粉では50年上期の収益面では、前期と比較して収益が8.2億から9.6億へ増加し（前掲表5）、51年上期の収入に占めるフスマ（副製品）の割合は67%となった（前掲表6）。フスマの売上が伸びた理由は、統制解除後価格が1949年トン当たり6,312円から50年12,333円、1951

(61) 前掲『日清製粉株式会社社史』359頁。

(62) 日清製粉『増資目論見書』1949年8月、1～2頁。通常固定すべき運転資金の内訳は、包装資材8,000万円、売掛金6,775.4万円、原料製品700万円、その他1,700万円、貯蔵品（包装資材を除く）5,000万円の合計2億2,475.4万円。

(63) 第8回い号（51年3月）、同ろ号（51年5月）、同は号（51年8月）それぞれ1億円の計3億円。日清製粉『社債目論見書』1951年5月、1～2頁、日清製粉『有価証券報告書』52年3月、9頁。

年 23,333 円に急上昇したためである⁽⁶⁴⁾。既に述べたように、小麦の加工賃はこのフスマ価格を織り込んで決められるので、政府が妥当な加工賃を設定している限り製粉業者には大きな利益にならない仕組みになっていた。実際、フスマ価格が高騰した 1950 年の製粉加工賃は引き下げられたが、加工賃に織り込まれたフスマ価格は 1950 年 7 月に 1 キロ当たり 9.71 円、同 10 月 11.2 円、51 年 11 月 15.5 円に対し⁽⁶⁵⁾、市場でのフスマ価格は 1 キロ当たり 50 年 12.3 円、51 年 23.3 円だったのでその差額により製粉会社は利益をあげた⁽⁶⁶⁾。

一方、構造上フスマを分離できない全粒粉を生産する高速度製粉業者はフスマ販売自由化による利益を享受できなかったと考えられる。もともと飼料用の全粒粉生産は、緊急避難的な増産・増量のためのものであったから、これを分離して販売するとなれば、大手製粉の生産工程技術が生かされることになったからである。

こうした変化と並行して、1950 年には小麦輸出が再開された。通産省から許可を得て食糧庁から原料小麦の払い下げを受け、製品を製粉業者自身または、民間輸出業者が沖縄、台湾などに輸出した⁽⁶⁷⁾。製粉業者は輸出で得られる利益の他にフスマの獲得や操業度の向上を目指して積極的に活動した。輸出数量の経過は、朝鮮動乱と 53 年の韓国の米の不作を契機に 52～53 年に増加するが(53 年韓国向は全体の 66%)、その後は減少し 60 年頃から再び増加に転じる⁽⁶⁸⁾。日清製粉は輸出の再開により 50 年上期には 1.6 億円の売上を得た。以上のように統制が緩和され、フスマの自由販売、輸出の再開が始まると大企業は積極的に営業を展開した。一方でフスマ販売のための組織を持たない中小製粉や、これに適合的でない技術体系を持つ高速度製粉、そして輸出粉の生産を利用して稼働率をあげることが出来ない中小製粉業者は、統制解除を待たずして統制緩和期から厳しい経営状況になったと考えられる。

(64) 「フスマは 1951 年 10 月頃より需要活発となり、価格も漸高騰し、30kg 入 1 袋 630 円～670 円となり尚も続騰の気配にあったので 12 月当局の指示により業者は割当加工数量中一定の生産数量を自粛価格(裸 30kg450 円)にて販売する事になった。然しながらフスマの需給増加はフスマ価格を引き上げ、此の間外フスマの輸入によるフスマ逼迫の緩和政策も逐次進展したが、価格は連日昂騰を続けて 1952 年 1 月には 30kg 俵入 1 袋 800 円台にのせ今期最高価格を具現するに至った。併し 1951 年 10 月以降昂騰を続けたフスマ価格も 1952 年 1 月を峠として、漸次軟調となつて、1952 年 3 月末現在単位袋当り 720 円位を保合っている」(日東製粉『新株発行目論見書』1952 年 6 月、13 頁)。

(65) 日清製粉『社債目論見書』1951 年 5 月、22 頁、同 1952 年 11 月、16 頁。

(66) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』489、531～532 頁、前掲『日清製粉株式会社史』302、前掲『日東製粉六十五年史』162 頁。また、「大製粉の実際売却価格は、14 円ヤミ値は 15 円以上」(「製粉業界の近況」『財界観測』3-3)との記述もあり、この委託加工制下のフスマの統制解除により製粉業は利益を得た。製粉業の採算にフスマの価格変動がいかに大きな影響を与えるかについては、協和銀行『調査月報』123、1965 年 4 月、36～37 頁も参考になる。

(67) 日本製粉『社債目論見書』1951 年 7 月、21 頁。委託加工制下の小麦粉輸出は、輸出粉の売渡価格は食糧庁の決定した原料払下価格に加工賃を加算した価格であったので受託加工の場合と採算に大差がない(日清製粉『社債目論見書』1951 年 5 月、23 頁)。

(68) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』531～532、556 頁、日清製粉『社債目論見書』1951 年 5 月、18 頁、前掲『日清製粉株式会社史』323～324 頁。

4-4 買取制下の製粉業

1952年4月、委託加工制は廃止され原料買取加工制が実施された。これにより製粉会社は政府や市場から原料を購入し、製品を販売する必要性が生じた。

買取加工・自由販売制下の製粉業者の経営状態について日清製粉を例にとって明らかにすると、まず、前掲表5から、1952年以降加工量は増加し、売上高も上昇している。利益金は増加傾向にあるが、フスマ市況が悪化した52年下期から53年上期、また、製粉不況で売上高が減少した55年下期には利益金は減少している。また、製品を販売する必要性から表中の一般管理費・販売費は52年上期から上昇を始めた。52年上期の営業外収益・費用は前期と比較して10倍以上の2.4億円と費用が急増し利益を圧迫した。これは、買取制に伴う原麦買取資金を短期借入金で調達したための金利負担である。

前掲表10によると、買取加工・自由販売制への移行により、流動資産（原料、製品・副製品、売掛金など）が戦時統制以前の状態に戻った。流動資産は1952年上期に約56億円（総資産の83%）と前期より41億円増加し、そのため、総資産は25.2億円（51年下期末）から67.3億円（52年上期末）となった。その後、総資産は1952年上期から55年下期までに8.3億円増加しているが、流動資産の増加は、53年の60億円をピークに減少に向かったから、この面では55年にかけて必要資金量を圧縮することになった。

一方、その間、有形固定資産の増加は既述のように、1947年下期から50年下期まで7.9億円（年平均2.6億円）に対して、1950年下期から55年下期まで11.2億円で、これから1951年と53年の資産再評価の分を引くと50年代前半の年平均増加額はマイナス1,000万円となるから、設備投資による資産増加は償却に見合う程度であったと評価できる。また、55年下期から60年下期までの有形固定資産の増加は29.6億円（年平均5.6億円）となる。すなわち工場再建の投資は50年前後でいったん終了し、50年代前半には設備投資は停滞し、55年以降に本格的な設備投資が開始された。1950年代の設備資金の停滞は、資金を原料買取資金などの運転資金に充てたためとも考えられる。

このような資産状況に対して資金調達についてみると、短期借入金が2億円から35億円まで急増したところに買取制移行の影響が端的に表れている。この間の事情については、買取加工制では原料小麦買取資金として業界全体で月間112億円が必要と考えられたが⁽⁶⁹⁾、日清製粉の試算では自社で必要な運転資金は月間19.3億円、1951年度下期末総資本の76.5%にも及んだ。内訳は、1ヵ月製造量4.67万トン、トン当たり買取価格3万5,500円、原料製品で約1ヵ月の手持ちと、代金回収に約0.5ヵ月要するとすれば、24.9億円となる。政府の金融措置（原料小麦代の延納制）⁽⁷⁰⁾を勘案しても19.3億円/月の運転資金が必要となる⁽⁷¹⁾。日本製粉でも同様に

(69) 中島常雄編『現代日本産業発達史 XVII 食品』交詢社、1967年、70頁。

(70) 1952年4月から大型製粉25日、小型製粉30日。53年から日清製粉、日本製粉10日、昭和産業、日東製粉13日、中型製粉20日、小型製粉25日に短縮され、その後数回の短縮を経て4大製粉は57年、他の製粉会社は58年に

1ヶ月平均原料処理量を4万トンとし、買取制により増加する資金需要は21億円と見積もっていた⁽⁷²⁾。大手製粉は原料買取制を、稼働率上昇による生産性向上のチャンスと捉え自由買取が可能となった内麦の一部（自由麦）を購入するためにも資金調達に強い関心を持っていた⁽⁷³⁾。そして、実際には53年までに短期借入金だけで30億円以上の増加を見たから、こうした制度変更が同社の財務に与えた影響は極めて大きかった。

その後、流動資産の圧縮と見合って53年を境に短期借入金は減少に転じる一方、55年央にかけて固定負債が増加した。これは、短期資金による運転資金確保から社債などによる資金調達に切り替えたことを意味している。この間、自己資金も1952年上期から55年下期まで2倍増加した。これは増資と積立金などの内部留保の充実が要因であり、増加分の一部は運転資金に充てられた。具体的には、まず社債では、日清製粉は、1952年上期から54年下期までに合計6回にわたり計7.5億円が発行されたが、その用途は主として原料小麦購入費を含む運転資金であった⁽⁷⁴⁾。また、1954年に同社は、4.1億円を増資して資本総額は8億円となったが、増資分の用途は借入金（運転資金）の返済であった⁽⁷⁵⁾。

なお、このような資金調達方法は日本製粉、日東製粉も同様で、運転資金を短期借入金から社債・増資等による調達資金に切り替え、財務の健全化が図られた。すなわち、日本製粉では、社債は1952年8月以降4回合計5億円が発行され全額原麦買入資金に充当された⁽⁷⁶⁾。また、資本金は1952年には倍額増資により3.6億円となり、1954年にさらに7.2億円へ増資し、この手取額の用途は銀行借入金の返済（4千万円）と運転資金（1億6,908万円）であった⁽⁷⁷⁾。日東製粉も1952年に5,000万円増資し、原料小麦買取資金の一部に充てられた⁽⁷⁸⁾。

こうした資金調達の变化によって、1952年上期21%に低下していた自己資本比率は55年下期には37%まで回復し、その結果、前掲表5に明らかなように、営業外収益・費用が53年下期の2.7億円から55年下期1.5億円まで圧縮された。もっとも、このような資金コストの圧縮にもかかわらず、日清製粉の対営業高利益率は3%台で低迷し、50年代半ばにかけて低落傾向

廃止され、原料小麦代金は前納制となった（前掲『日東製粉六十五年史』206-107頁）。

(71) 日清製粉『社債目論見書』1952年11月、1頁、「製粉業界の近況 原麦買取制を控えて」『財界観測』3(3)、244にも同様の試算がある。

(72) 日本製粉『社債目論見書』1952年8月、1頁。

(73) 日本製粉『社債目論見書』1952年11月、15頁。日東製粉の例は第5節参照。

(74) 第8回に号（1952年8月）、第8回ほ号（52年11月）、第8回へ号（53年1月）各1億円、第9回い号（53年4月）2億円、第9回ろ号（54年11月）1億円、第9回は号（55年3月）1.5億円の計7.5億円。日清製粉『社債目論見書』1952年11月、1頁。同『有価証券報告書』55年3月、33頁。

(75) 1953年の増資は資産再評価積立金の一部を資本に組み入れたもので運転資金等の用途はない（前掲『日清製粉株式会社社史』360頁）。

(76) 日本製粉『社債目論見書』1952年8月、同1952年11月、同1953年1月。

(77) 日本製粉『新株発行目論見書』1954年6月、3頁。

(78) 日東製粉『新株発行目論見書』1952年6月、2頁。

食糧危機下の製粉業

にあった。金利支払いが圧縮されなければさらに収益性は悪化していたと考えられるが、このような状況をもたらしたのは、製造の直接原価水準が低下しなかったためであった。既述のように買取制移行後も製品価格は政府の公定価格によって抑制されており、日本銀行の調査によると⁽⁷⁹⁾、小麦の卸売価格は、50年の年平均870円(22kg当たり)から51年8月に1,030円に引き上げられた後、1,000円強の水準で安定し、緩やかな下落基調の中で、55年に984円となっている。このように製品価格が安定し、他方で原料小麦価格も統制下にあったから、資金コストの増加は直ちに収益の悪化要因となったし、直接原価が圧縮できない限り収益の改善は望めなかった。

こうした点を日清製粉の製造原価の動向から見ると、表21のように、買取制移行後52年上期には3万5,288円となったあと、53年にかけて3.8万円台に上昇して、以後その水準を多く変えることはなかった。この間、52～53年の増加はほぼ原料コストの上昇によるものであったから、収益の改善はそれ以外の費目の動向にかかっていた。前掲表9で示したように、51年までに比べて操業率はかなり改善され、それに伴って労働生産性が顕著に改善されていた。51～55年を比較すると2倍近い改善であったが、製造原価中の労働コストの低下は51～55年に25%程度にとどまったから、生産性の上昇の半分程度は賃金の上昇によって相殺された。少なくとも52年に買取制に移行後、労働コストの低下がほとんど見られなかったことは、既述の設備投資の低迷と相まって、この時期の日清製粉が技術的な改善によってコストを圧縮するような企業行動を取り得なかったことを示唆している。

労賃コスト同様に改善の傾向を示したのは、包装費でこれは資材単価の低下によるものと見られるが、その一方で、作業物件費の増加がこれを相殺していたため、結果的には経費の圧縮はそれほど目立たなかったし、資産再評価などで増加した固定資産額の償却負担は55年にかけて増加傾向にあった。このような状況は、表22に示したように、原料コストを除いたコストの構成比の推移を見ることによって、一層明瞭になるであろう。即ち、包装資材の買取制への移行期に主として包装費の高騰によって原価構成は労賃コストが28%まで低下したとはいえ、この影響は一時的にとどまっていたし、買取制移行後も基本的なコスト構成に変化は乏しく、包装費と作業物件費での比率の変動にとどまったというべきなのである。また、償却負担も3%から6%へと増加していることも、経費増加をもたらしていた。こうして、原価の推移から見る限り、日清製粉の収益性は必ずしも芳しいものではなかった。原料と製品の価格の両面で統制期終了後も自由が乏しかった製粉企業の実態がここに示されているが、そうであれば、委託加工制のもとで、二重価格により加工賃において有利な条件を与えられていた中小の製粉企業の置かれた状況はそれ以上に厳しかったと考えなければならないであろう。

(79) 日本銀行編『東京卸売物価調査』各年による。

池元 有一

表 21 日清製粉の製造原価 2 (単位：円/トン)

	1951 年上	51 年下	52 年上	52 年下	53 年上	53 年下	54 年上	54 年下	55 年上	55 年下
原料費	643	2,927	31,892	33,228	35,553	35,335	35,331	35,674	35,884	35,703
労務費	1,202	1,446	1,170	1,078	1,026	1,119	1,002	1,040	983	1,077
経費	3,098	3,075	2,225	2,446	2,281	2,431	2,303	2,173	2,063	2,139
包装費	1,988	1,771	1,436	1,458	1,340	1,341	1,221	1,107	995	989
作業物件費	366	337	330	387	408	480	416	426	450	456
減価償却費	162	218	138	154	142	181	181	189	185	204
諸税及保険料	343	388	225	145	145	148	196	188	189	201
運賃諸掛倉庫料	42	48	20	17	19	20	14	16	19	19
旅費及通信費	39	58	50	64	64	61	66	62	62	69
雑経費	157	255	26	221	162	200	208	184	162	202
製造原価	4,943	7,448	35,288	36,751	38,860	38,885	38,636	38,887	38,930	38,920
製造原価総額(百万円)	990	1,199	9,088	9,751	11,588	14,033	14,777	14,697	15,659	14,412
使用原料(千トン)	200.3	161.0	257.6	265.3	298.2	360.9	382.5	377.9	402.2	370.3

資料：日清製粉株式会社『有価証券報告書』各期。日清製粉『社債目論見書』1951年5月、16頁、同1952年11月、14、31頁。

表 22 日清製粉の製造原価構成(除く原料費)(単位：%)

	1950 年度	51 年上	51 年下	52 年上	52 年下	53 年上	53 年下	54 年上	54 年下	55 年上	55 年下
労務費	33.1	28.0	32.0	34.5	30.6	31.0	31.5	30.3	32.4	32.3	33.5
経費	66.9	72.0	68.0	65.5	69.4	69.0	68.5	69.7	67.6	67.7	66.5
包装費	40.0	46.2	39.2	42.3	41.4	40.5	37.8	36.9	34.5	32.7	30.7
作業物件費	9.3	8.5	7.5	9.7	11.0	12.3	13.5	12.6	13.2	14.8	14.2
減価償却費	3.7	3.8	4.8	4.1	4.4	4.3	5.1	5.5	5.9	6.1	6.3
諸税及保険料	7.1	8.0	8.6	6.6	4.1	4.4	4.2	5.9	5.9	6.2	6.2
運賃諸掛倉庫料	1.7	1.0	1.1	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	0.5	0.6	0.6
旅費及通信費	1.1	0.9	1.3	1.5	1.8	1.9	1.7	2.0	1.9	2.0	2.1
雑経費	4.0	3.7	5.6	0.8	6.3	4.9	5.6	6.3	5.7	5.3	6.3

資料：前表より作成。

5. 大企業への生産の集中と中小企業の没落(産業構造の変化)

1952年4月、原料買取加工・製品自由販売制の実施により、製粉工場は激減し、生産集中度も前掲表13のように、上位5社で43.4%(1950年)から55年には60.7%まで上昇した。

買取加工制度への移行は、製粉業の経営条件を大きく変えるものであったが、まず第1に原料買取資金が必要となり、加えて第2に製品販売が必要となった。第1の点は前節で明らかにしたから、第2点に説明を追加すると、買取制は製品販売をそれぞれの製粉会社の責任としたから、これを円滑に行うために、統制期に設立された中小製粉にとっては販売網を新設、統制

食糧危機下の製粉業

以前からのメーカーにとっては販売網の再構築が必要になった⁽⁸⁰⁾。日本製粉では買取加工制に備え 52 年 3 月には営業活動の強化（営業部の新設）と中央研究所の新設が行われた⁽⁸¹⁾。また、「一般管理費及び販売費」を 1951 年度と 55 年度で比較すると、日清製粉は、3.4 億円から 10.4 億円（原料 1 トン当たり 931 円から 1,350 円）に増加しており、営業活動の強化にも相当多額の資金と投資を必要としたと考えられる。

こうした中で、統制下に簇生した中小製粉のなかには運転資金に乏しく、ほとんど販売力を持たないものもあり、上述の新たな条件を満たしえない一部企業の整理は不可避となった。大企業では前節で述べたように、短期借入、社債発行、増資などにより運転資金を調達したが、中小企業ではこのような資金調達は容易ではなく苦境に立たされた。

販売面においては販売網の整備、社内機構の改革、また、製造面においては製品の良化、銘柄の復活に伴う新製品の製造などが必要となった。大手製粉業者でも委託加工制下で失われた販売網の再整備は容易ではなかった⁽⁸²⁾。中小製粉のなかには統制解除を見越し、鳥越製粉のように 1951 年 12 月に福岡出張所（食糧配給公団事務所に間借りし、公団職員を採用）、1952 年 3 月には鹿児島出張所を開設し自由販売以降に備えた企業もあったが⁽⁸³⁾、復興期に乱立し販売経験のない中小製粉は撤退した。

また、国内小麦作に対する消極的な政策も、国内麦を基盤とする中小製粉に追い打ちをかけた。「再生産を確保する」政府買入麦価格は、実際には生産費を下回り農家の増産意欲を減退させ、また、麦に関する研究も縮小された。そのため、1950 年に 76 万ヘクタール（戦後最高）に達した作付面積は、58 年には 60 万ヘクタールを割り、収穫高も 52 年に 154 万トンまで回復した後 58 年 128 万トンまで減少、61 年には 178 万トン（戦後最高）を記録したが、その後減少が続いていた。国内産麦が減少する一方で輸入は増加し（1950 年度 167 万トン、60 年度 266 万トン）、海沿いにある大手製粉メーカーには有利に働いた⁽⁸⁴⁾。

さらに、減少した国内産麦は、政府買入価格と売渡価格の差が縮小するにつれて政府に集中し、僅かに残った自由麦（生産者から直接製粉会社を買受ける小麦）は、操業率の向上を目指す大手製粉に買い集められた。配給食糧の 3 割を占めていた麦類に関しては市場価格安定を理由に 1952 年の統制解除後も、政府が原料小麦の大部分を管理した。原料小麦の 8 割を占める外国産麦（51 麦年度では内麦 42 万トン、外麦 143 万トン）は引き続き政府が全て買入・所有し、また、国産小麦はパリティ価格により無制限に政府が農家から買い入れる義務があった。すな

(80) 富士銀行『調査時報』78、77 頁。

(81) 前掲『日本製粉株式会社七十年史』600～604、616～617 頁。

(82) 日東製粉では、問屋を選定する際に興信所を使うなどの苦勞もあった（前掲『日東製粉株式会社六十五年史』188～190 頁）。

(83) 前掲『五十年の歩み：鳥越製粉株式会社 50 周年記念社史』1985 年。

(84) 前掲『食と農の戦後史』101～102 頁、前掲『日本農業 100 年のあゆみ』236 頁、前掲『日東製粉株式会社六十五年史』198～201 頁。作付面積、収穫量は農林省『作物統計』、輸入量は同『食料需給表』。

わち、製粉業者にとっては製品販売の自由は得たが、自由に入手できる原料は国内産麦のうち、政府買い入れ分を除く残量に過ぎなかった。

買取制当初、大手メーカーは工場稼働率を上げるため積極的に内麦を購入した。例えば内陸に熊谷工場、深谷工場を持つ日東製粉では内地小麦の「自由買付により大体现在の操業度の二倍操業即ち、月額（ママ）8,000 疋程度の挽砕を計画し」原料買取資金を調達した。日東製粉の加工実績はその計画に沿う形で 1951 年には月産約 3,200 トン（稼働率 30.7%）から 1952 年には月産約 5,000 トン（同 49.2%）、1953 年には月産 6,700 トン（同 63.5%）まで上昇した⁽⁸⁵⁾。

一方、中小製粉も大手製粉と対抗するため農家が政府に売り渡さない低価格の無検査小麦を購入していた。買取制の当初、地方の製粉業者は無審査ものを政府の買値より安価に購入できた。それを政府払い下げの原料小麦とプールして製粉すれば大手製粉より安い小麦粉を販売できた⁽⁸⁶⁾。しかし、政府の農家からの買い入れ価格が上昇し（1952 年 60kg 当たり 1,930 円から 55 年 2,058 円）⁽⁸⁷⁾、56 年からはさらに製粉業者への売却価格が引き下げられるようになり 1957 年には逆ザヤが生じるようになった。そのため、従来見られたような、農家や製麺業者が地方製粉業者へ小麦を持参して小麦粉と交換するような営業形態が縮小した。1953 年度では、製粉業者の買取総量のうち市場から購入する量は 1 割程度であった⁽⁸⁸⁾。また、自由麦の原料市場での比率は 54 年の 6.9% から 50 年代後半には 4% 台と減少傾向を辿った。その結果、国内麦で操業する地方中小製粉は苦境に立たされた。

以上のように、まず第 1 に買取加工・自由販売制への移行により、製粉業は原料買取資金と販売組織整備の必要性が生じ、第 2 に食管制の導入から国産小麦が政府に集中することにより零細製粉業者が入手していた安価な無検査小麦が減少し、さらに、小麦作に対する消極的な農業政策により、中小製粉業者の経営基盤である国内産小麦の生産量が減少した。このような理由により、中小製粉業者は入手できる原料小麦量が減り、それは、大手製粉業者との工場稼働率の差にもあらわれた。

大型工場とその他の工場の稼働率は表 23 に示すとおりで、買取制直前の 1952 年 3 月には、大型工場の稼働率 51%、その他の工場 29% であったが、買取制に移行した 1953 年 3 月には大型工場 64%、その他の工場 18% と稼働率の格差は拡大した。原麦が政府に集中することにより

(85) 引用部分は、日東製粉『新株発行目論見書』1952 年 6 月、12 頁。原料加工実績は前掲『日東製粉株式会社六十五年史』330、稼働率は同、335 頁。

(86) 「逆手に出た大手製粉一立地条件を活かす中小企業業者一」『エコノミスト』30 (25) 1952 年 9 月。前掲『日清製粉株式会社社史』309 頁。

(87) 国内産麦の政府買入価格と製粉業者への売渡価格の推移は、日東製粉『日東製粉株式会社六十五年史』199 頁。

(88) 「1953 年度の製粉工場の買取総数 240 万 9 千トンに対し、内麦（政府買い入れ分でない一般出回り分）の工場買取量は 26 万 7 千トンで僅か 12% に過ぎず、前年度の 33 万 1 千トン、15% に比べ数量、率ともに低下している」（『農林水産年鑑』1953 年版、394 頁）。また、原料市場での自由麦比率の推移は、前掲『現代日本産業発達史 XVII 食品』71 頁。

食糧危機下の製粉業

原料費は大手製粉業者も中小製粉業者もほぼ同額になるため、稼働率が低く設備が旧式の中小製粉は不利になった。

表 23 製粉工場稼働状況 (単位：原麦トン)

調査年月日	大型工場				その他の工場				合計			
	工場数	割当基準能力	加工実績	稼働率	工場数	割当基準能力	加工実績	稼働率	工場数	割当基準能力	加工実績	稼働率
1949年1月1日	35	115,070			2,991	227,440			3,026	342,510		
1950年6月1日	37	156,798			3,058	328,875			3,095	485,673		
1952年3月1日	36	152,643	78,376	51	3,058	318,626	93,358	29	3,094	471,269	171,734	36
1953年3月1日	36	161,775	103,239	64	1,889	338,690	62,166	18	1,925	500,465	165,405	33
1954年4月25日	47	214,425	157,745	74	1,257	253,345	70,013	28	1,304	467,770	227,758	49
1955年4月20日									1,255	482,600	252,249	52

資料：農林省『農林省年報』1953年版、395頁、1954年版、340頁。食糧管理局／食糧庁編『食糧管理統計年報』。

注：1949年、1950年は日産能力を25倍して月産能力を算出。割当基準能力と加工実績は月産。

原注) 1. 割当基準能力とは、食糧庁が原料割当する際に用いる能力であって、大体実能力とみてよい。

2. 加工実績は、能力調査をした月の加工数量である。

おわりに

本稿では、復興期の製粉業について大手製粉業者の再建と零細製粉業者の急増と急減の過程について明らかにした。その結果をまとめると以下のようなになる。終戦直後の食糧危機下での食糧に対する強い需要圧力、アメリカからの大量の小麦輸入、政府の製粉業者に対する大手から中小業者に渡る優遇措置を背景として製粉業は急速に能力を回復した。特に製造原価の9割を占め、その量の多少が操業率を通じて労働生産性をも左右する原料小麦を管理していた政府による委託加工制と後の買取加工制は製粉業の復興に大きな影響を与えた。

当初は中小製粉と比較すると大手製粉の復興は遅れぎみであった。大量の輸入小麦の存在という好条件に恵まれ、また、企業整備の対象とされた機械を再利用できたにもかかわらず、制限会社指定により、再建は順調とはいえない難かった。

食糧に対する強い需要圧力に企業数・能力の増加という形で素早く対応したのは、大手製粉ではなく、むしろ中小製粉であった。中小製粉は農家小麦保有量の増大や原料購入・製品販売の必要がない委託加工制を背景に急速に能力を増大させた。特に1949年の委託加工賃の二本立てによる中小製粉の優遇により大部分の零細製粉工場が有利な条件を求め政府指定工場となった。

当時の製粉処理の実態は戦前と比較して工場は全国に分散化傾向にあり、国産小麦は生産地で、また大量の輸入小麦は大手業者が製粉していた。しかし、能力不足のため大手製粉では海工場だけではなく山工場まで動員していた。その外国産小麦の一部は東京、大阪などの大消費地で高速度製粉業者により製粉されていた。東京の製粉能力・実績の全国的地位の急上昇は際

立っていた。

1950年頃からの食糧事情の好転と政策の変化は製粉業者に新たな対応を迫った。政府は1949年頃から統制の緩和（包装用資材買取制、フスマ自由販売、輸入再開）を始め、1952年には原料買取・製品自由販売制を実施した。特に原料買取制のための資金調達は多額であった。大手製粉では、当初は短期借入金で資金を確保しその後社債や増資により賄った。

食糧危機下で工場数・能力を増大させた中小製粉にとっては運転資金の調達と品質の向上、販売網の構築は厳しいハードルだったに違いない。しかし、最大の問題は買取制移行後、原料小麦は政府に集中し、経営基盤である国内産麦の入手が困難になったことであった。そのため復興期前半で急増した中小製粉業者は1950年代を通じて減少した。一方、大手製粉は製粉能力を回復し資金調達を成功させ高度成長期には、復興期に停滞していた本格的な設備投資を開始した。